

## 都市におけるコミュニティと行政に関する一考察

—— 東京都のコミュニティ行政を事例として ——

### Community and Administration in Urbanized Society: A Case Study of the Tokyo Metropolitan Government's Community Administration

井原久光  
Hisamitsu Ihara

#### 要旨

コミュニティの概念を、唐澤の「生活包括集団」という規定に従い、①境界性の認識、②集団性の維持、③行動規範の3点で整理し、その上で、筆者の見解として都市成立の要件を、①地域意識の喪失、②集団からの単独化、③行動規範の一時性と考へて、両者(コミュニティと都市化)を対極に置いて整理した。次に、倉沢の「村落的生活様式」と「都市的生活様式」の対比を参考に、生産・消費関係と地域内・外関係という2つの関係で都市的生活様式の特徴を整理した。そして、子供を育てること、身近な人の世話をするという、生活の根本的な課題を地域外部の専門的機関のサービスに委ねるという点で、教育・医療の発達もコミュニティの消滅に結びついており、行政サービスの拡大もコミュニティの弱体化に繋がっていることを強調した。また、コミュニティ・スペース(コミュニティ領域)をパブリック・スペース(公的領域)とプライベート・スペース(私的領域)の中間的空間(領域)に位置づけ、公的領域にある行政は、生活と地域と人間を結ぶ全面的な関係をもつコミュニティにとって、常に部分的・一面的にしか機能しない危険性を指摘した。次に、東京都のコミュニティ行政の現状について、①コミュニティ施設建設費の補助、②情報化・国際化・高齢化への対応、を中心に概観し、今後行政がとるべき方向性について、3次元のベクトル

図を提示しながら試論を展開した。

#### 目次

はじめに

1. コミュニティに関する国、東京都、およびコミュニティ問題研究会の考え方
2. 都市化とコミュニティ
  - 1) 対立概念としての都市化とコミュニティ(プラス・マイナスによる整理をもとに)
  - 2) 都市的生活様式
3. 行政とコミュニティ
4. 東京都におけるコミュニティ行政の現状
  - 1) コミュニティ施設の建設費補助
  - 2) 情報化への対応と情報システム「とみんず」
  - 3) 国際化への対応
  - 4) 高齢化とコミュニティ政策
5. コミュニティに関する図式化の試み
  - 1) 情報化のベクトル
  - 2) 国際化のベクトル
  - 3) 高齢化のベクトル
6. コミュニティ行政の方向性について

#### はじめに

筆者は、平成3年(1991年)より第5期東京都コミュニティ問題研究会のメンバーとして、東京都コミュニティ問題に関する調査や討議に参加す

る機会を得た。この研究会は、東京都におけるコミュニティの実態を調査・検討し、コミュニティ行政の基本的事項を検討するために東京都によって設置されたもので、学識経験者、都民の代表、東京都の行政担当者、および区市のコミュニティ行政担当者、合計16名で構成<sup>1)</sup>された今回の第5期研究会は、コミュニティ施設のあり方を中心に、情報化・高齢化(人口変動と福祉社会)・国際化へのコミュニティ行政の対応などについて討議を重ね、都内のコミュニティ施設<sup>2)</sup>の視察も行った。筆者は、研究会の副座長を務める一方、主に民間部門のサービス活動やマーケティング活動の視点から、コミュニティ行政における公共サービスと組織運営、コミュニティ需要の予測などのあり方について助言を行ってきた。この提言については、第5期東京都コミュニティ問題研究会報告書「21世紀を展望したコミュニティ施設のあり方について」(東京都生活文化局、1994年10月)にまとめたが、こうした体験を通じて、都市におけるコミュニティをめぐる最近の動向とコミュニティ行政の現状を概観する機会を得たので、本稿でコミュニティと都市化及び行政の関係について整理してみたい。また、将来行政機関が地域のコミュニティ活動にどのように関与していくべきかについて図式化を試みたので、ここに試案を提示したい。

## 1. コミュニティに関する国、東京都、およびコミュニティ問題研究会の考え方

国民生活審議会の調査部会コミュニティ問題小委員会は、「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」<sup>3)</sup>をコミュニティと定義している。この概念は、「従来の古い地域の共同体とは異なり、住民の自主性と責任性に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団」をコミュニティとしたものであり、近代的市民社会の進展や個人の自主性を前提とした多くの機能集団(コミュニティ組織)を生成させる基盤としてのコミュニティの定義といえる。

また、東京都は「マイタウン構想」の一環とし

てコミュニティを「人々の参加とふれあいに支えられた地域社会」<sup>4)</sup>と定義している。すなわち、「一定の地域的ひろがり」の中で、「共同目標」や「共通の問題」があり、「人々の主体的な参加が発見に行われていること」や「人々の心のふれあいが存在すること」を前提として、「いきいきとした地域の魅力が創り出されている」ことがコミュニティの基本認識になっている。

このマイタウン構想の目標は「安心して暮らせるまち、いきいき暮らせるまち」をつくることにあるが、それを実現する過程や手段として「自分の手がすこしでも加わってまちづくりが進められている」という住民参加の実感と地域住民の共同経験が重要であり、その過程(手段)そのものが目標の一部であるとされている。そのために、「都市構造の改善や都市施設の整備が重要」とすると同時に、「まちに生命を吹きこむもの」としてコミュニティの形成と発展が必要不可欠と考えられたわけである。

このような基本構想に基づいて、第1期コミュニティ問題研究会は、東京都のコミュニティ行政の推進方策について報告書をまとめ、①(行政のあらゆる施策をコミュニティの視点から見直す)行政のコミュニティ化、②コミュニティ・カレッジ構想、③集住のしくみの構築、④コミュニティ情報システムの開発、⑤コミュニティ・シンボルの創造、⑥地域産業のコミュニティ化、⑦コミュニティ生活システムの創造の7つの政策設計を提案している<sup>5)</sup>。さらに、第2期コミュニティ問題研究会においては、「情報とコミュニティ」を研究課題として、報告書をまとめ、①コミュニティ・データ・ベースの設置、②諸媒体のネットワーク化の推進、③コミュニティ・アドバイザーの設置、④コミュニティ研究センターの設置を提言した。(情報化に対する東京都の具体的取り組みの1つとしての、情報ネットワーク「とみんず」の例については後述3項の2)を参照方)

こうした国や東京都のコミュニティに関する基本的な認識を受けながら、筆者の参加した第5期コミュニティ問題研究会報告書では、コミュニティの概念を政策的有効性を含めて用い、コミュニティを「生活包括集団」と規定した。この生活包括集団としてのコミュニティは、第5期コミュニ

ティ問題研究会の座長を務めた唐澤和義の定義<sup>9)</sup>に従うものであるが、それは以下3点の特色をもつ。

すなわち、唐澤によると、「第1は、居住者に共有されている地域認識（特定地域独自の自然を知覚している）があり、他の地域と異なる居住地域の空間感覚をもち、それは居住地域の境界性を認識させる。第2は、生活空間が居住者の間で重なり合っている。このことは、買物で出会う、行事の集いで出会う、また散歩の道で出会う等、地域内に居住する人々の接触率が高まる。そのことはパーソナルネットワークを形成することになり、地域内の居住者の集団性を高めることになる。第3には、居住者の間に共有されている生活のルールがある。それは、居住地域のなかで有効性の高い地域内道徳ともいべき、世代間の継承を求める行動基準である。それは、居住者が地域で生活する知恵の集積であり、子供達に伝承されていく。以上、①境界性の認識、②集団性の維持、③行動基準の伝承があるのが、生活包括集団即ちコミュニティと考える。換言すれば、生活の完結性がみられる居住者のネットワークの範囲がコミュニティである。<sup>7)</sup>

したがって、ここでいうコミュニティとは、市民社会の進展によって覚醒された個人とその自主性を前提として、個々人の目的が共鳴し合って成立した機能集団のみでもなく、都市整備を支える下部構造や行政情報の伝達回路として用いられている地域組織（たとえば、町内会・アソシエーション）を指しているのでもない。もちろん、コミュニティは、地域全体で解決しなければならない問題が生じた場合には明確な目標や問題意識がもつことで住民組織（アソシエーション）を形成する基盤でもあるし、行政と個人を結ぶ情報の伝達回路にもなりうるが、通常は目的志向的な機能集団ではなく、日常のつながりの中で生活の快適性を自然に作り出そうとするエコシステム（eco-system）といえよう。<sup>9)</sup>

また、日常的な用語としての「コミュニティ」は、時として職場や趣味サークルなどにおける仲間やインフォーマル・グループまで含めることもあるし、実際に、P. ドラッカーは、plant community という用語を用いて「職場コミュニティ」

を表現しているが、これは F. J. レスリスバーガーや G. E. メーヨーらの informal organization の延長として位置づけられると言われる<sup>9)</sup>。しかし、上述のような「エコシステムとしてのコミュニティ」の観点に立てば、工場に接近した社宅で職場のほとんどの人々が生活を共有しているような場合を除いて、生活の共有や地域との密着性のないこうした職場や趣味サークルのグループはコミュニティと呼ぶことはできない。また、唐澤が言うように、概念規定上もこうした集団に対して「必ずしも〈コミュニティ〉概念を用いなくても、〈職場集団〉〈仲間集団〉〈非公式集団〉の概念でとらえても何ら不都合もない<sup>10)</sup>」わけである。

もちろん、コミュニティを特定の地域のものとするかについては議論の分かれるところでもあり、事実、日常の用語としては多様な意味<sup>11)</sup>に使われている。周知の通り、R. M. マッキーヴァーは、「コミュニティという語を、村とか町、あるいは地方や国とかもっと広い範囲の共同生活のいずれかの領域を指すのに用い<sup>12)</sup>」ており、必ずしも地域社会に特定していない。しかし、マッキーヴァーが「コミュニティの最も完全な類型は国である<sup>13)</sup>」という時のコミュニティとは「共同生活の相互行為を十分に保証するような共同関心が、その成員によって認められているところの社会的統一体<sup>14)</sup>」であって、個別的充足のために求められる分立的関心によって成立するアソシエーションと対をなす概念として定義されている（傍点は筆者）。すなわち、マッキーヴァーは、コミュニティの概念に「関心の類型化」を用いる<sup>15)</sup>ことによって、一般意志や自然法、主権、国家といった政治学の問題にまで言及しているわけである。確かに、コミュニティをこうした共同関心の全体系でとらえれば、コミュニティの範囲は特定の地域を超えて拡張が可能であり、そのことは社会をどのようにとらえるかという社会学的なテーマとして極めて重要ではあるが、都市におけるコミュニティ行政のあり方を問う本論では、こうした「大コミュニティ」論に立たずに、一般的な地域社会学や都市社会学で言われるように、「わがまち」としての広がりや一体感、あるいは地域的な境界性をもつものとして理解したい。

## 2. 都市化とコミュニティ

### 1) 対立概念としての都市化とコミュニティ

(プラス・マイナスによる整理をもとに)

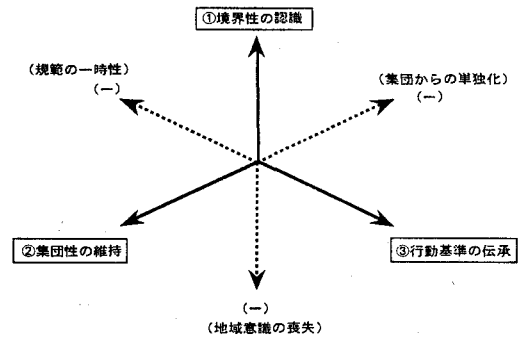
都市社会学の分野では、「地域における新しい共同の座標軸として、コミュニティのモデル化が進められ」松原治郎(1969)の自治意識構造モデル<sup>16)</sup>や奥田道大(1983)の「コミュニティ」モデル<sup>17)</sup>をはじめとして、「コミュニティ・モラル(鈴木広)、コミュニティネス(斉藤吉雄)など、その他さまざまな試み」があった<sup>18)</sup>とされるが、奥田が1983年のモデルを書き換えて「地域性」を軸にプラス・マイナス極で整理したモデルの例<sup>19)</sup>をヒントに、筆者は、図1に示すように、唐澤(1991年)のコミュニティの定義にあった①境界性の認識、②集団性の維持、③行動基準の3点<sup>20)</sup>を座標軸として、マイナス極を設定した。

すなわち、唐澤がコミュニティの特徴とした①境界性の認識、②集団性の維持、③行動基準の3点を3次元の座標軸の図のプラス方向に表せば、その正反対のマイナス極に、それぞれ①地域意識の喪失、②集団(あるいは固定的な人間関係)からの単独化<sup>21)</sup>、③行動規範の一時性、といったものが想定できる。

筆者の図式に従えば、都市化はコミュニティの対立概念として整理することができる。都市に住む人々は、一般に、特定の地域や共同体的な集団、煩わしい人間関係、あるいはそこにある因習や伝統といった行動規範といった束縛から解放されたいと願って都市に流入して来た人々が多い。①土地と②特定の集団と③道徳からの自由が都市を成立させたといっても過言ではあるまい。

たしかに、中世イタリアやドイツの商業都市<sup>22)</sup>から現代の都市に至るまで都市には「自由な空気」があり匿名性の魅力がある。都市には、いったん街に出れば、ショッピングをしても食事をして映画や劇を見ても誰にも干渉されない street life があり、それが家庭や職場における home-office life を補完するものとして約束されている。

都市のもう一つの魅力である快適性についてみると、それは高度に整備されたインフラストラクチャー、発達した交通網、豊富な物資、多様で迅



(井原作図)

図1 コミュニティと都市の成立要件

速なサービス、余暇活動や美的芸術的体験へのアクセスの容易さ、などに裏打ちされているが、そうした快適環境が保証される都市生活においては、生活のほとんどすべてを地域から独立して行うことも可能であり、わずらわしい人間関係に拘束されることもなければ、法に触れない限り特定の行動基準に縛られることもなく生活が維持できる。

実際、現代の都市生活においては、地域で暮らし、その人々と交流し、その地域の伝統的な行動様式を引き継いでいくという典型的なコミュニティの姿は消滅しつつあると言ってもよい。まず、地域との繋がりについては、職住分離が当たり前の都市生活においては、地域居住の意味は、「住む」ことから「寝る」ことへ変質しつつあり、通勤時間・距離の拡大によって、住民票のある町は「寝る町=ベッドタウン」となりつつある。

次に、地域での暮らしが失われて、集団性の質も変わってきている。すなわち、地域における人間関係は、「全人格的」な関係から「表層的」あるいは冠婚葬祭などに限られた「最小限」のお付き合い、利害関係を主体とした「功利的」「ギブ・アンド・テイク的」関係へと変質しつつある。あるいは、生活を媒介にした昼夜・公私の別の少ない全般的で直接的な関係から、仕事・趣味などを媒介とした職場・組織・仲間という部分的で間接的な関係へと変貌しつつあると言ってもよいだろう。

第3の行動規範も変質している。流動的な都市生活にあっては、「昔からこの辺の者はこうしたものだ」という地域内道徳は伝承されにくく、ど

の地域でも受け入れられ易い冠婚葬祭のしきたり・挨拶・礼儀だけが最大公約数的に残り、人々の生活に必要な最小限の行動規範になりつつある。そのために葬儀サービスに見られるような日常生活における諸行事の外部委託が増加する傾向にある。それは、生活上のトラブル処理についても同様で、直接「自分たちのルール」で解決するのではなく、外部に仲介を求めて間接的に処理する関係になりつつある。このことは、近代市民意識・契約概念の浸透とも結びつくが、「隣の柿の木を切る」ことすら法的に第三者に処理を委ねようとする傾向が見られる。

しかし、このように都市をコミュニティと対立的な概念と捉えてしまうと、都市とコミュニティは両立しないことになってしまう。そして、まるで都市にはコミュニティが成立し得ないようなロジックの落とし穴に陥ってしまう。それは、現実には農村が都市化して農村的共同体が農村の中になかったり、逆に都市の中にも村落共同体的な下町の生活があって、それが当たり前の世界を、農村と都市、第一次集団と第二次集団、あるいはゲマインシャフトとゲゼルシャフトのように図式化することで2分してしまうことの危険性と同様である。

## 2) 都市的生活様式

事実、コミュニティの崩壊を論じるならば、それは都市という特定の地域だけの問題ではないことが明白になりつつある。周知の通り、L.ワースは、「生活様式としてのアーバニズム」<sup>23)</sup>において都市化を「都市的生活様式」と捉え直したが、倉沢進は、ソーロキン、ワース、ジンメル、福武直、鈴木栄太郎らの業績をまとめながら、都市的生活様式を、①自給自足の観点と、②相互扶処処理—専門機関依存処理、という2つの観点から規定している。

すなわち、倉沢は、「村落と都市の生活様式上の差異とは、第1に、村落における個人的自給自足性の高さ、逆にいえば都市における個人的自給自足性の低さを指摘すべき」<sup>24)</sup>としており、「非専門家・住民の相互扶助システムを原則とする共通・共同問題の共同処理に代わって、専門家・専門機関の専業・分業システムを共同処理の原則とすることこそ、都市的生活様式と村落のそれを区

表1 村落的生活様式と都市的生活様式(その1)

	村落的生活様式	都市的生活様式
生産・消費関係	自給自足的 生産と消費の バランス	貨幣と購買 消費のみの生活
地域内・外関係	地域内で処理 非専門家・互助 組織	地域外に依存 専門家・専門機関

(倉沢の定義を参考に井原が作表)

別する、第2の、より重要なポイント」<sup>25)</sup>と述べている。

そこで、これらの論点をふまえて、筆者なりに村落的生活様式と都市的生活様式を対比しながら、都市化とコミュニティの関係を再度整理してみたい。まず、表1は、倉沢の指摘する村落的生活様式と都市的生活様式の2つの主要な差異について、それらを生産・消費関係と地域内・外関係の2つの関係として整理してみたものである。

第1の生産・消費関係から村落的生活様式と都市的生活様式を比較すると、村落的な生活様式においては、自給自足的で生産と消費のバランスが保たれている状態と言えよう。これに対して、都市的生活様式は貨幣によって暮らしに必要なものを購買する生活様式であり、生産と消費のバランスから見ると、消費が主体の生活と言えよう。このようにしてみると、この2つの生活様式は、単に、村落—都市という構図で示されるのではなく、産業革命以前の生活様式と大量消費社会のそれを比較したものであることが一層明確になってくる。現代社会は、大量消費社会<sup>26)</sup>である。少なくとも先進国社会では、都市に住もうと農村に住もうと、生活の多くを大量生産システムの成果に依存しなければならなくなっている。衣食住のうち、「家を作る」ことが「家を買う」ことに置き換えられて久しいが「服を作る」より「服を買う」ことが都市にあっても地方にあっても当然のこととして一般化しており、さまざまな食事サービス<sup>27)</sup>によって「食事を買う」時代になりつつある。こうした衣食住の一切を市場で貨幣という対価を支払いながら購入することが都市的生活様式の第1の特徴であるが、それはまさに大量消費社会の生活様式と言えよう。

第2の特徴は、既述のように倉沢の定義では、

非専門—専門、あるいは相互扶助システム—専門・分業システムという関係で捉えられているが、筆者の理解するところでは、これを地域内・外の関係に置き換えることも可能と思える。それは、非専門家である住民が共同して問題解決にあたるような相互扶助システムは、ある程度自己完結的な「自分たちの世界」を前提にしているはずであり、その意味で地域的な範囲をもっていると思われるからである。すなわち、村落的生活様式が個人や家族内で処理できない問題を地域内で解決しようとするのに対して、地域外部の専門機関に依存して解決していく生活の形態が都市的生活様式と考えられる。もちろん、この「地域」とは相対的概念で、山や川、鉄道・道路・行政区分で隔てられた空間でも良いし、身内・よそ者の住む境界で区切られた空間でも良い。明確な境界線がなくとも、文化・習慣・言葉（方言）などの違いで隔たりを感じる世界であったり、「住み慣れた」土地、「顔見知りの人々の住む」地域としての「わがまち」を意識するものであっても良い。ここでは地域範囲を特定することが目的のではなく、そうゆう「自分たちの世界」の存在を意識できるかどうか、すなわち、直接的に協力して生活している人々との関係が見える（感じる）<sup>29)</sup>地理的範囲があるかどうかが重要なのである。

このように整理してみると、倉沢のいう都市的生活様式の2つの特徴は表裏一体のものであることが分かる。自ら生産し消費する生活が失われたということは、人々が直接的に相互扶助しながら生活する機会が大幅に減少したことを意味する。人々は、専門的な職業につき、その職業を通じて不特定多数の人々に自らの労働の成果を提供し、自らも不特定多数の人々の労働の成果から得られる製品やサービスを媒介として生活を成立させている。いわばデュルケームのいう「有機的連帯」の関係であるが、この、自己と他人の不特定多数のための労働の成果を媒介とした匿名的相互依存生活こそ、倉沢の言う都市的生活様式の根源的な意味であり、その意味で今日のわが国の現状はほぼ例外なく都市的生活様式が普及した状況と言えよう。

そして、この状況を、「自分たちの世界」という感覚（すなわち地域意識）と結び付けて地域

内・外関係として見ると、都市（あるいは現代社会）におけるコミュニティ崩壊の要因が一層明確になる。すなわち、生産・消費関係において生産と消費のバランスを失ってもっぱら消費的になった都市的生活様式においては、市場という外部のメカニズムに依存した状態であるわけで、常に外部の専門機関に依存した生活を行っているために、地域意識は無限に拡張して「世の中」とするか、その無限の拡張のなかで実感として相互扶助的な地域の範囲を意識することができず消滅してしまうのである<sup>29)</sup>。

そのことは、また、生活の時間的・空間的な分断と結びついて、地域における生活を消滅させている。人々は専門的な職業に就くことにより勤め先に「通勤」することになり、生活時間の多くを「職場」という特定の空間で過ごすことになるからである。いわゆる職住の分離であるが、その「出稼ぎ」の結果、地域に残されるのは老人・専業主婦・子供に限られてしまっており、核家族化と共稼ぎの増加で昼間は誰もいない家庭や地域も増加している。もちろん、現実には人の姿が見えなくなるだけではない。仕事とともに労働活動・社会活動が地域から消滅して、家庭生活そのものが「寝る所」「暇な時間」「ごろ寝してテレビ」のように狭められ空疎化して、結果的に地域から活気が失われつつある。

このように、生産・消費関係における分業化・専門化によって、地域内・外関係における外部委託が行われ、それに従い、地域意識が消滅してコミュニティが崩壊していくわけであるが、分業化・専門化による地域外部委託という第2の関係は、生産・消費関係のみのことではない。倉沢の「第2の、より重要なポイント」という指摘もあるが、その意味で、（すなわち、外部委託ということが一層広い社会関係に及んでいるという意味で）この地域内・外関係は、都市的生活様式を特徴づける重要な関係と言えよう。

たとえば、「働く親の姿が子供たちの前から消えて久しい」<sup>30)</sup>と言われるが、子供たちの姿も地域の生活から見えにくくなっている。日本の現状では、どこに住もうと、学齢期に達した子供は「学校」という教育専門機関にかよわせることになっており、子供たちは少なくとも10年近く、家

庭や地域の共同生活から分断されて特定の時間を専門的施設である学校で過ごすことになっている。さらに、受験競争の激化と学習塾・進学塾の浸透は、この「囲い込み」時間を増大させ、「受験勉強」を第1とする考え方が、地域生活・地域行事から子供たちを遠ざけている。

加えて、子供たちの成長の結果（教育の成果）は、地域と若者の一層の分断をまねている。すなわち、現代の高等教育機関は、専門職業的知識を教授することによって多くの若者を地域から切り離していると言えよう。

こうしたことは、教育の分野だけのことではない。病院出産が一般化し、高度に発達した医療サービスが受けられるようになった現代社会では、家庭や地域の中で「生まれ、病み、亡くなる」ということが少なくなりつつある。福祉の分野でも福祉施設を利用したり専門機関による介護サービスを受けるケースが増えてきており、ここでも家庭や地域の中で解決しようとする（倉沢の言う）「村落的生活様式」は崩壊しつつある。さらに、かつては地域内の一大行事であった結婚や葬儀などの冠婚葬祭も、地域外部の専門業者であるホテル・結婚式場・葬儀サービス業によって、代替されつつある。

これまで地域内・外関係を中心に見たが、これを唐澤の「生活包括集団」としてのコミュニティ概念を参考に3つの特徴で見ると、①地域との繋がりでなく、②集団との繋がりでなく、③行動規範との繋がりでなく、④行動規範も変化していることが一層明確になる。

すなわち、第2の集団との繋がりで言えば、地域がなくなるのであるから、1つの地域集団への帰属が消滅して、多重な地域外集団への帰属が可能になる。また、直接「見える」「感じる」相互扶助の範囲がなくなるために一次的・人格的な関係が薄れて、2次的でたとえば「功利的な関係」「最小限のおつきあい」「年賀状をやり取りするだけ」のように部分的な人間関係が生じてくる。あるいは「名前だけの会員」のように、形式的に集団に所属する場合もあろう。こうした繋がりは「匿名的な繋がりでなく」と呼ぶこともできよう。

同様に、第3の行動規範との繋がりにおいても、同じ地域で共同生活を営むための規範がなく

表2 村落的生活様式と都市的生活様式（その2）

	村落的生活様式	都市的生活様式
地域との繋がり	地域意識の存在 連続的な生活時間・空間	地域意識の消滅 分断された生活時間・空間
集団との繋がり	1つの地域集団への帰属 1次的・人格的繋がりでなく	多重な地域外集団への帰属 2次的・匿名的繋がりでなく
行動規範との繋がりでなく	同質的・単一性 継承的・安定的 (普通・不変)	異質的・多様性 一時的・不安定 (多様・変化)

（唐澤のコミュニティ定義を参考に井原が作表）

なるわけだから、生活の一部で一時的に必要な行動規範に従えば、その他は画一的で最小限の規範を守るだけで良くなる。たとえば、役職や地位に相応しい行動と組織を離れたときの行動、あるいは、制服を着ているときの行動と普段着でいるときの行動に差異が生じていても、それが法に触れない限り決して非常識とは言えなくなりつつある。コミュニティが崩壊し、同一のものが永く継承される（普遍・不変の）安定的価値観が消滅し、異質なものが絶えず変化する（多様・変化の）流動的な価値観に左右されると、人々は、多面的な人格を演じたり、他人に対して無関心になったり、さらに内的な行動基準を失ってアノミー的精神状態に置かれることが多い。

以上の論点を改めて整理したのが表2であるが、ここで、この両者の対比を村落的生活様式と都市的生活様式としたのは、あくまで便宜的なものに過ぎない。それは、両者を区分する原因が表1で示したような生産・消費関係の変化と地域内・外関係の変化（専門化・分業化による地域意識の消滅）に起因すると考えられ、それらの相違を倉沢の定義に従って村落的生活様式と都市的生活様式と表現したからである。しかし、その結果として見られる表2のような2つの生活様式の違いは、村落と都市という地域格差の問題ではなく、産業社会の到来によって生じた時代格差の問題と言って良いだろう。すなわち、村落的一都市的という分け方は、いわば過去における村落の生活様式をモデルとし、それを現代社会の都市に典型的

な生活様式と比較したに過ぎない。(もちろん、都市的生活様式には、さまざまな類型があり<sup>81)</sup>、地域・集団・規範の面からのみ把握できるものではないので、その意味でも図2は便宜的な整理と言える。)

このように、現代社会においては、都市・農村に限らず、社会の全般的な都市化あるいは都市的生活様式の一般化が顕著になりつつある。いうまでもなく、「ゆたかな社会」の実情、すなわち多様で高品質の製品が手軽に安価に入手できるとか、便利で行き届いたサービスが迅速に受けられるといった生活の内実は、コミュニティ内で自己完結的に処理できた事柄を、市場などのメカニズムを通じて、外部の専門機関(アソシエーション)に委託した見返りにほかならない。そして、この生産・消費関係における消費への傾斜、あるいは地域内・外関係における外部化は、個人や個々の家庭の生活を、村落共同体的な束縛から解放したかも知れないが、しかし、それは必ずしも真の自立<sup>82)</sup>を意味することにはならない。人々の生活は、社会的にもっとスケールの大きな外部メカニズムに一層の依存するようになり、それが個人や家族の「地域・集団・規範」からの単独化に繋がり、コミュニティの消滅を促しているように思える。このように現代社会が全般的に都市化し、都市的生活様式が普遍化する状況にあって、多くの社会学者が指摘するように、「都市におけるコミュニティの問題」は極めて重要な課題を内包するようになりつつあると言えよう。

### 3. 行政とコミュニティ

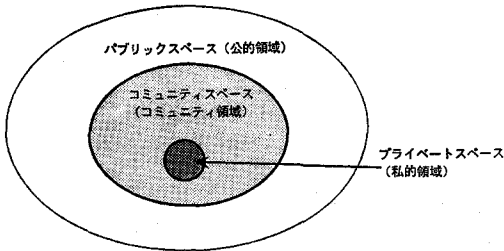
コミュニティの実体概念は、アメリカ合衆国の植民地当時の開拓者集住地区の共同生活にもとめることができる<sup>83)</sup>。「植民地時代のアメリカに上陸し、開拓に従事した人々は、外敵・野獣から家族・家畜を守るために囲地を作り、集住した。そこは、行政・商業の中心である町から遠く離れ、時々行商人が訪れるだけの孤立した地域である。」そこには互助組織があり、「問題が起きれば、囲地の集落の四辻にある教会に仕事を終えた夜分に集まって、ロウソクの灯のもとに額を寄せて、同等の資格で、平等の発言権のもとに、各々の意見を述べて、最善の方策を探るタウン・ミーティン

グを行った」と言われる<sup>84)</sup>。

しかし、これらのコミュニティも、やがて代議員が選出され国家や地方自治体のもとに多くを解決する政治システムと納税の見返りにフルタイムの行政担当者が公共サービスを提供する行政システムに組み込まれていく。もちろん、概念的には、マッキーヴァーがいうように、これら国家や行政体というアソシエーションは、「コミュニティの器官」ではあるが、「ひとたび国家が確立されると、国家は時には制限や抑圧の権力によって、他のすべての社会意志の発現を支配する」<sup>85)</sup>こともあるし、「アソシエーションの一般的方策を決定するものは決して全体ではなく、ほとんどの場合、多数者である」<sup>86)</sup>ように、こうしたアソシエーションは必ずしもコミュニティの意志を反映せずに、コミュニティの外にあってコミュニティの意志と対立することもある。より実態的に見ると、現実の生活のなかでは「ロウソクの灯のもとに額を寄せて」討議するタウンミーティングのようなコミュニティの原風景はすでにほとんど消滅しており、政治・行政システムの拡大は、コミュニティの自治能力の低下を通じて、あたかもその中にコミュニティを包括するような状況を作りだしている。

ここに行政とコミュニティの一つの矛盾が内在している。行政は国家や自治体という、広範囲な場所を対象としているのに対し、コミュニティが「地域」という比較的狭い場所に限定されるという点で物理的に行政がコミュニティを包括して、あたかも全体から部分を見ているようにコミュニティ行政にあたる(行政>コミュニティ)の関係が出来上がる。ところが、行政サービスという機能面から見ると、行政はアソシエーションとしてしか機能しないわけだから、生活全般にわたって全体的社会関係をもつコミュニティに対しては、部分的にしか関与しえない(行政<コミュニティ)という関係が成り立つ。筆者の参加した研究会では、都民の代表委員から「金太郎館的な行政がどの地域でも見られ、地域の特徴が生かせない」という発言があったが、全体意志を反映する行政は、常にコミュニティの外部から見るために、画一的なサービスしか提供できず、それがコミュニティからみると一面的となってしまうので





(井原作図)

図2 コミュニティスペース (コミュニティ領域) の位置づけ

ある。

たとえば、コミュニティは、図2の模式に示すようにパブリック・スペース(あるいは公的領域)とプライベート・スペース(私的領域)の中間に位置する空間/領域(コミュニティ・スペース/コミュニティ領域)をもっているものである。

コミュニティは、全く見ず知らずの人々と「よそ行き」の気構えで接する公(パブリック)の場所ではないが、同様に、家庭のように本当におおきけわたしに身近な人間同士が作る私(プライベート)の空間でもない。いわば、慣れ親しんだ地域に住む人々と「ふだん着」の気分で付き合えるような地域的な広がりをもっているもので、この中間的空間をコミュニティスペースと呼ぶことができよう。また、それは、物理的空間ばかりを指すわけではない。たとえば、法律や規則に基づいて事務的に処理する世界を公的領域とし、愛情(夫婦)・血縁(親子)などで結ばれている世界を私的領域とすると、コミュニティはその両者の中間的領域をもっているものである。伝承された地域内規範のような柔らかなルールと「○○さんだから」という顔見知りの関係がつくる相互扶助の領域とも言えるもので、この領域をコミュニティ領域と呼ぶことができよう。

こうした点から見ると、現代の都市生活においては、この中間的な空間が消滅しつつあり、人々は、仕事でパブリックスペースに出かけるか、休息のためにプライベートスペースに閉じ籠る傾向にあり、仕事以外の余暇時間ですらレジャーやショッピングという形で商業主義的にアレンジされた「よそ行き」の空間で過ごすことが多く、日常生活の延長としての中間的な生活空間が希薄になりつつある。そこで、この中間的なコミュニティ

スペースの再構築が必要であり、「自分の家の延長として、しかも自分の家でできないことが実現できる」場を作り上げるようにしなければならない。

ところが、行政はあくまでアソシエーションであるため、公的領域からデスクワークとしてコミュニティ行政にあたることになり、作られる公的集会施設は、公民館、スポーツ施設、図書館、福祉施設といった部分的なものになりがちであり、本来なら老人も子供も利用できるような施設であるべきなのに、児童館、老人会館のように対象者を絞って「囲い込む」結果になってしまいがちである。また、作られるコミュニティ施設は、「行政」というパブリックな立場から考えられたものであるため、ハードとしての設計は、パブリックスペース的でデザインも堅苦しく、規模を誇るだけの冷たいコンクリートのかたまりになってしまいうことが多い。運営などのソフト面でも、公的生活の領域で考えられるために、寛ぎの場所であるべき施設で「周囲に迷惑をかけない」規則や責任が押しつけられて「自分の家の延長」というイメージからは程遠いものとなりがちである。利用時間は行政側のパブリックな勤務時間内に限られ地域住民にとって本当に利用したい夜間や週末は利用できないとか、利用手続きや職員の対応が事務的であったりする。

因みに、平成4年に東京都が調査した「公的集会施設の不満な点」<sup>(87)</sup>によると、「利用手続きが面倒」が最も多く、(設備面の不満を除くと)開館時間に関する不満、職員の対応に対する不満の順に続く。何か月も前から利用申請を出さなくてはならない、(施設が空いているのに)利用回数や利用時間が限定される、抽選のために窓口まで出向かなければならない、何事も文書主義で待ち時間が長い、受付窓口などで不親切で高圧的な態度が見られる、などである。

もちろん、このような背景には、行政の管理・教条主義、前例を踏襲する保守的安全主義、予算主義あるいは予算消的な運営、隣の自治体でやっているからという横並び意識など官僚的組織の弊害から生じているものも含まれるであろうが、筆者が、コミュニティ研究会を通じて行政担当者からヒアリングしたところによると各担当者はそ

それぞれの立場で最大限の努力をしていると言って良い。三鷹市の担当者は、狭くて高い都会の土地を有効利用して、予算と時間と住民の要求の中で、より良い施設を作り運営していこうと考え、開館時間も夜間まで延長して利用規則も簡素化した。夜間にバンド演奏が周囲に漏れて逆に苦情処理に苦勞した、という。

行政担当者は最大限の努力をしているのに住民にとっては使いにくい施設や運営になってしまうのは、行政側はあくまで「仕事」として「管理・運営」にあたり、住民からの要求は「処理・調整」するものだからである。また、その施設は「担当する施設」ではあっても自ら住民として使うのではないため「自分の施設には成りえない」。他方、住民の側からすると、その施設は「作られた行政の施設」であり、規則や手続き方法は「決められたもの」でしかない。施設建設や運営については住民参加の方法があるが、その場合ですら「行政から預かった」施設となってしまう、ここでも「自分の施設に成りえない」という状況がある。これは、既述のように、コミュニティ施設がパブリック・スペース（公的領域）とプライベート・スペース（私的領域）の中間的な空間（あるいは領域）にあるにもかかわらず、行政がこれを建設し管理・運営しなければならないという難しさにある。

行政のこうした限界を端的に表現しているのは、本来中間的な空間であるはずのコミュニティ施設を行政は、「公的集会施設」としか位置づけることが出来ないという点である。火の不始末があれば、「責任」をとらねばならないのが行政である。料金も「無料」を原則とするのは、「公平」の原則があるからである。「中立」の原則も同様である。たとえば、どの公的集会施設にあっても、「政治・宗教・営利」に施設が利用されることには慎重であるが、それはその施設はあくまで公的な場として位置づけているからである。極端な話、地域の人々が集う場合でも、それが「クリスマス会」と称する場合、宗教的な意味を問うのが行政の本来のやり方であり、リサイクルのための不用品バザーでもその販売の目的と利益配分の行方を確かめるのが行政の立場である。そして、その狭間に立って、いつも難しい判断に悩むのは、

他ならぬ行政の最先端にいる担当者と言えよう。

この点を表1で整理した、①生産・消費関係、②地域内・外関係で見ると、行政サービスは主に、①の生産・消費関係ではなく②の地域内・外関係で表されるという特徴がある。すなわち、コミュニティ側から言えば、地域内で処理していた事柄を行政という外部の専門機関に委託して処理するというかたちであり、それを行政の立場から見ると、パブリック・スペース（公的領域）からコミュニティにアプローチすることになる。ところが、これが①の生産・消費関係のように市場を通じて購買する関係でないために、上記で見たような、「公平」「無料」「中立」といった原則に繋がってしまうのであり、それがコミュニティの問題解決能力に微妙な影響を及ぼしているように思える。

市場を通じた購買の関係ならば、受けるサービスが対価に見合うものか即座に判断できるし、必要ないもの（あるいは高価と思われるもの）は止めることができる。当然、市場には競争があり、購買する側からすれば選択の幅がある。しかし、行政サービスを受ける場合は、「適度」なサービスで中止したり、「最適」なサービスを捜すことが難しいだけでなく、納税者の権利意識も手伝って不必要にサービスを求めていく可能性がある。ここに行政の肥大化とコミュニティの弱体化の問題が生じる一因があるのではないだろうか。

たとえば、蓮見音彦（1993）は、幼児の保育や高齢者の介護といった生活上の必要を公共サービスに委ねるとその依存が一般化し、いったん保育所などの施設や介護サービスを「利用する形で生活のパターンを作り上げると、それらの利用を欠いて生活を維持していくことは困難なもの」となり、「その結果徐々に家族は家族機能を縮小し、公共サービスを当然に前提することなしには生活を維持していくことができないものとなっている。」と述べている<sup>38)</sup>。そこにはコミュニティ行政の拡充と、その結果生じる公共サービスの肥大化と家庭やコミュニティの弱体化、というジレンマが端的に表されている。実際の日常生活を振り返っても、道に水たまりや穴が出来た場合、近所の人々が集まって一緒になって手直しするよりも、たいていの場合、電話で行政当局に補修を依頼する方が一般的になっているはずである。

このように行政とコミュニティの間には困難が課題が内包されている。コミュニティの重要性が繰り返し強調されながら、それが形だけの掛け声になってしまったり、選挙のための政策であったり、スローガンのとらえられる<sup>39)</sup>ことが多いのは、現実の問題としてそれと取り組むと、矛盾が次々と生じてくるからでもある。

しかし、コミュニティの問題は、とりわけ地方行政にとっては、その根幹を左右する問題を含んでいる。なぜならば、もしコミュニティが地域に密着して存在しないならば、そこには地方行政を必要とする基盤がないことになり、地方行政は単なる国家の従属機関になってしまうからである。マッキーヴァーが「あらゆるアソシエーションは、アソシエーションの意志に先行し、それよりもより基礎的な社会意志によって創造され、維持される」<sup>40)</sup>と述べているように、行政は厳密にはコミュニティの存在を前提にしてはじめて成立するのである。

このように、内的矛盾を含みながら、それと真剣に取り組んでいかなければならないのが、行政とコミュニティの関係であり、ここにコミュニティの問題の重要性があるといえよう。以上、概観した都市化とコミュニティ、あるいは行政とコミュニティの問題の重要性を踏まえながら、東京都の具体的な取り組みについて述べてみたい。

#### 4. 東京都におけるコミュニティ行政の現状

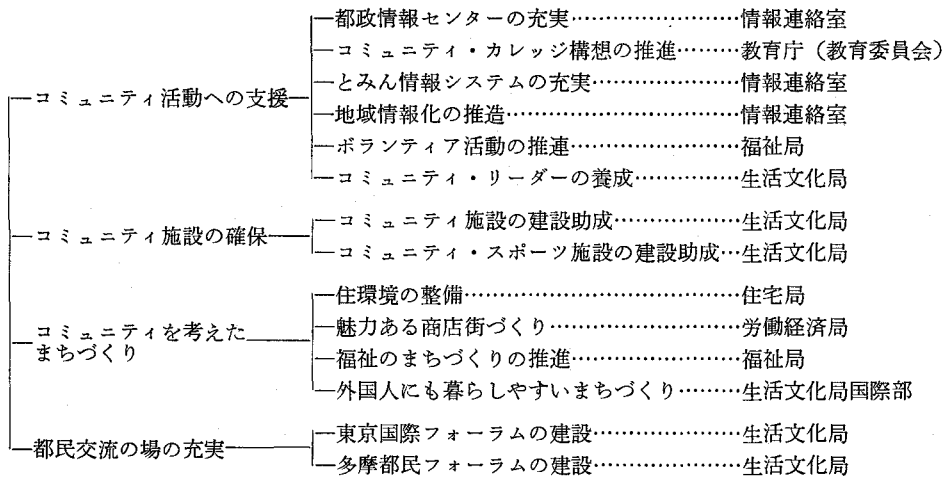
コミュニティ行政は、広義の意味では、地域住民が安心して快適に暮らせる「生活環境の整備」に関わる行政も含まれる。それは、一たとえば、警察・消防などの治安、医療・保健衛生、下水・排水・廃棄物の処理、住宅の供給、道路・交通手段の整備、学校などの教育機関の充実、体育・文化振興、福祉施設・サービスの充実、こうした諸機能を含めた都市計画など一広範囲かつ多岐にわたるが、こうしたインフラストラクチャー関連の行政は、コミュニティ形成のための前提条件である基礎的環境の整備を主に担当するものであり、その上で、行政は、コミュニティ形成を一層積極的に支援する仕事を行っている。それは、地域の活動を促進する場や人的交流の場を提供すること

であり、具体的には一コミュニティ施設の整備、行事・祭り・催し物の支援、人的交流を促進するコミュニティ活動やネットワーク・情報網の支援・育成、「つなげ屋」的な役割を果たすコミュニティ・リーダーの養成、「わが町」と呼べるような町づくりの支援一などである。これらの行政は、前者を広義のコミュニティ行政とすると、狭義のコミュニティ行政と呼ぶべきものであろうが、本論においては、この後者の行政を「コミュニティ行政」として、概観していきたい。

東京都では、既述の通り「マイタウン構想」を重要な政策の一つとして掲げているが、マイタウン構想を実施していくために毎年だされている「東京都総合実施計画」によると、①多様なコミュニティ活動を支援し、豊かな地域社会を実現する。②地域活動の需要に対応したコミュニティ施設を確保する。③人びとの参加とふれあいに支えられた地域社会形成のため、コミュニティを考えたまちづくりを推進するなど<sup>41)</sup>を長期目標にかかげ、図3に示すような施策を行っている。

こうした東京都のコミュニティ行政の取り纏めを行っているのは、生活文化局であるが、平成6年版の生活文化局事業概要によると、「東京都は地域の活性化を図るために、コミュニティ活動をより一層活発化する必要があると考え、コミュニティ行政の推進において、〈人材の育成〉としてコミュニティ・リーダーの養成、〈施設の整備〉としてコミュニティ・センター建設費助成、〈情報の提供〉として〈ゆりかもめ〉<sup>42)</sup>の発行等各種施策を展開している<sup>43)</sup>。」となっている。

しかし、東京都は約1,200万人の人口を抱える「超」広域行政体であるため、住民の生活に直結した具体的なコミュニティ行政は区市町村が主体とならざるを得ず<sup>44)</sup>、東京都(生活文化局)は、①東京都コミュニティ・文化行政推進会議設置要綱など<sup>45)</sup>を根拠法令とした企画調整事業、②コミュニティ行政に関する広報誌である「ゆりかもめ」の発行などを通じた普及啓発事業、③外部のシンクタンクなどを活用したコミュニティ関連の調査・研究、④市町村の建設するコミュニティ・スポーツ・レクリエーション施設の建設助成(詳細は後述)、⑤養成講座や経験交流集会の企画・実施を通じたコミュニティ・リーダーの養成など<sup>46)</sup>



「東京都総合実施計画'93」(東京都資料) p.316の図に筆者が主担当部署を加えて作成

図3 東京都コミュニティ関連施策の体系

を主に行っているというのが現状である。

このうち、生活文化局の行っている企画調整事業は、(イ)知事・副知事・庁議構成局長などで構成される東京都コミュニティ・文化行政推進会議や東京都および区市町村のコミュニティ・文化行政担当課長らが出席する都・区・市・町・村コミュニティ・文化行政連絡会議の開催を通じて、コミュニティ行政について関連部署等の意志疎通をはかること、(ロ)職員の意識の高揚と啓発を図るため、学識経験者等の参加を得て、文化行政シンポジウムを開催すること、(ハ)コミュニティ問題研究会を通じてコミュニティ行政のあり方などを検討することである。因みに筆者が参加したのがこのコミュニティ問題研究会である。

以上が東京都におけるコミュニティ行政の概観であるが、このうち、都民の生活に直結するものとして市町村が建設するコミュニティ・スポーツレクリエーション施設の建設費助成があげられるので、これについて、やや詳しく概況を述べてみたい。また、コミュニティ問題研究会でもたびたび取り上げられた、情報化・高齢化・国際化などに対する行政の対応などについて、その内容と課題を要約して整理してみたい。

1) コミュニティ施設の建設費補助

東京都は、ハードの行政施策として、コミュニティの形成・発展を支援していくために、「コミュニティ形成の中核となるとともに、地域住民が

行う各種のコミュニティ活動の拠点となる」施設をコミュニティ施設と定義し、それをさらにコミュニティ主施設(コミュニティ・センター、公会堂、公民館など多目的コミュニティ施設)、コミュニティ併設施設(コミュニティ主施設に消費センター、図書館など単一目的コミュニティ施設を併設した施設)及びスポーツ・レクリエーション施設(体育館、プールなど)に分けて、市町村がこうした施設を建設する際にその建設費の一部を補助してきた<sup>47)</sup>。その結果、その補助実績は、制度が発足した昭和56年度以来、対象件数で712ヶ所、補助金の累積総額で約124億5千万円に達しており、市町村によって多少のバラツキはあるものの、全体としては、昭和57年に一応の基準とした1中学校区に3ヶ所のコミュニティ施設を建設するという当初の目標に近づきつつある。

しかし、中身を見ると十分とは言いがたい現状が明らかになってくる。まず、現在の「1中学校区に3ヶ所の公的集會施設の設置」という設置基準が必ずしも適当でないことは明らかになりつつある。「1中学校区に3ヶ所の公的集會施設の設置」という設置基準は、1中学校区に2-3の小中学校区を合わせていることを考えれば、1小学校区に少なくとも1つの公的集會施設が必要という基準<sup>48)</sup>に読み変えられる。ところが、現在では、学齢人口の急激な減少や都心のドーナツ化現象によって小学校の統廃合が進んでおり、「歩いて

いける地域密着型」の施設という観点からも、これまでの基準の見直しが必要となっている。また、東京都は、各地で再開発や道路の整備が進んでおり、大きなビルや道路が生活地域（コミュニティの範囲）を変えており、旧来の中学校区による基準のままでは、実態に即したコミュニティ施設の設置や適切な配置が行われない可能性がある<sup>49)</sup>。

また、対象となる施設の定義や制度の運用についても、さまざまな問題が指摘できる。東京都では、これまでもコミュニティ施設及びスポーツレクリエーション施設建設費補助要綱に基づきながらこれを弾力的に運用してきた。たとえば、コミュニティ主施設は、要綱ではおおむね330平方メートルとされているが、土地価格の高騰や用地確保の難しさを考慮して、330平方メートル以下でも認めてきたし、補助対象となる「建設」についても、新築だけではなく、増築、改築、改修、または買収も対象としてきた。

しかし、最近では対象施設の範囲が拡大しており、今後はさらに柔軟で弾力的な運用が望まれる。たとえば、住民のコミュニティ施設に対するニーズが多様化しており、（これまでコミュニティ施設として認められていなかった）ギャラリー、博物館など新しい種類の施設に対する建設要望がある。また、複合施設の増加により、コミュニティ施設の範囲の確定（線引き）が困難になってきており、女性センターなどコミュニティ併施設の拡大要望もある。したがって、現在のように、併設施設の一部をコミュニティ施設とするのではなく、融合施設そのものを補助対象としていく必要がある。

さらに、どのような施設をコミュニティ施設とするかに関して、国や他府県と比較すると、東京都の認めていない施設を他府県がコミュニティ施設としている例もある。（添付の東京都生活文化局作成の資料を参照方）たとえば、東京都では交通関係施設とされている歩行者専用道路（緑歩道）もベンチや休憩所の設置でコミュニティの憩いの場とすることもできるし、文化施設となっている郷土資料館、保健施設である健康センター、社会福祉施設である老人ホーム、などもコミュニティ施設として位置づけることができると思われ

る。

次に、制度が発足した昭和56年度以来、補助額は一件あたり5千万円を超えないものとなっており、その限度額が据え置かれている。しかし、この間、地価、建設費等が大幅に値上がりしており、市長会、町村会長等からは限度額の増額要望が出されている<sup>50)</sup>。

## 2) 情報化への対応と情報システム「とみんず」

第2期コミュニティ問題研究会では、「コミュニティと情報」というテーマのもとにコミュニティ行政に関する情報化の現状と課題について検討し、①情報の果たす役割がコミュニティ・アイデンティティ（地域についての共通のイメージ、価値観、居住者同士のコンセンサスなど）の形成のために大きいこと、②住民のニーズの把握や行政の情報提供などコミュニティの形成・発展に、印刷・電波・施設媒体等のコミュニティ・メディアが、大きな役割を担っていること、③コミュニティ情報（生活に必要な事柄の大半を地域内で充足するための情報）は生活を豊かにするばかりでなく、地域に共通する事柄への関心を高め、人々の接触の機会を増大させて、パーソナル・ネットワークを拡充しながらコミュニティの形成・発展に貢献すること等が主張された。

そこで、コミュニティ情報が豊富にストックされ、居住者が必要な情報を容易に取得できるようなシステムの構築が必要であり、①行政側のコミュニティ関連情報や生活などに必要なコミュニティ情報を加えたコミュニティ・データベースを構築してコミュニティ施設などに設置すること、②自治体、民間媒体、住民のそれぞれにストックされている情報を必要に応じて取得しうるように、諸媒体のネットワーク化を推進すること、③コミュニティ施設には居住者やコミュニティ・リーダーに適時適切な助言を行い、また、行政機関にも照会・連絡を行えるコミュニティ・アドバイザーが置かれていること、④コミュニティ・リーダーの育成などのためコミュニティ研究センターを設置すること、が具体的に提言された。

こうした提言を受けて、東京都では「都庁舎の中央コンピュータと都庁 LAN や専用回線を通じてネットワークされた情報端末を利用して、都民や職員が必要な情報を気軽に迅速に、検索するこ

とができる情報提供システムである』<sup>51)</sup>とみん情報システム(愛称「とみんず」)を構築している。

ところが、これを、コミュニティの観点から見直すと、必ずしも①必要な情報を②気軽に③迅速に検索できるという、システム構築の主旨通りには出来ていないのが実情である。

まず、「必要な情報」という点では、現在提供している情報が施設ガイド、催し物・講座情報など公共情報が中心で、それも内容のあまりない「案内情報」であるため、利用者にとっては「知りたい情報がない」のが実情である。本来のコミュニティ情報は、地域に密着した生活関連情報であり、どこかの歯医者の評判が良いといった「有色情報」であることを考慮すると、「とみんず」が、区市町村レベルのさらに小さな地域ごとのコンピュータ・ネットワークと連結されていくことが望ましいが、現状では区市町村レベルのコンピュータ・ネットワークとの接続は行われていない<sup>52)</sup>。

たとえば、板橋区では区独自でBBS「ヒューネットいたばし」というコンピュータ・ネットワークを平成3年より開局し、公衆端末が区役所、出張所、コミュニティ施設など29ヶ所に設置されている他、区民に通信機器を無料で貸し出すモニター制度や自宅のコンピュータからも電話回線を通じて24時間アクセス可能なシステム作りを行っている。生涯学習情報、区刊行物ガイド、ニュース速報、地域・レジャー情報、健康・医療情報などのデータベースもあり、現在、1,200人のユーザー会員がいて1か月あたり6,000件の利用があるとされている<sup>53)</sup>。

しかし、こうした区市町村レベルのコンピュータ・ネットワークと東京都のネットワークである「とみんず」は接続されておらず、現実知りたい「身近な情報」を得ることは難しいのが現状である。

第2に、「気軽に」という点から見ると、まずは端末の数が絶対的に少ないことが「とみんず」を気軽に利用する上で支障になっている。現在約150台の端末が稼働中であるが、その内、都庁外にある端末はわずか70台程度で東京都の人口に鑑みて極めて不十分な状態である。加えて、その多くが出張所などの施設内にあり、気軽に使える町中の端末としては、「とみんず」広場として新宿

駅構内に見られる程度である。また、コンピュータ・アレルギーを排除して「とみんず」を気軽に利用してもらうためにも、システムの操作上の説明をしたり、システムで検索した「案内情報」に追加的な意味づけをすることのできる相談員を配置することが望ましいが、そうした配慮はなされていない。さらに、板橋区のBBS「ヒューネットいたばし」の場合では一般の家庭のコンピュータからも電話回線を通じてアクセス可能であるが、「とみんず」の場合は、設置された専用端末からしか利用できない状態であり、こうしたシステム上の問題もアクセス・ポイントの制約につながっている<sup>54)</sup>。

第3に、「迅速に」という点から見ると、現在のシステムは、メニュー方式であるため、大項目から小項目へ順次ファイルを開いていかなければならず、目的の情報に到達するまでに数多くの操作を繰り返す必要があり、必ずしも迅速な検索ができない状態にある。単刀直入に「この情報が欲しい」という要求に対して迅速に対応できるようなソフトの開発が必要であり、現在の「タッチパネル」方式以外に音声対応やペン入力など新しい技術の導入も積極的に検討されるべきであろう。さらに、「とみんず」は、行政の用意したデータベースを検索して引き出すだけのシステムであるので、電子掲示板や電子会議室への自由な書き込みができないため、利用者相互の自由な情報交換が行えない現状である<sup>55)</sup>。

### 3) 国際化への対応

東京都では、在京外国人、海外諸都市、都民という対象別に、「外国人も暮らしやすいまちづくり」、「世界に貢献する東京づくり」、「都民の国際性を育む環境づくり」の3つの分野を設定して体系化を図っている。

たとえば、「外国人も暮らしやすいまちづくり」においては、「iマーク窓口」の設置やCATVなどによる情報提供、ローマ字併記や絵表示サインによるまちの表示の改善、外国人相談窓口のネットワーク化などが推進されており、「世界に貢献する東京づくり」においては、姉妹・友好都市との交流拡充、世界大都市サミットなど国際会議の企画や参加などが推進されている。「都民の国際性を育む環境づくり」においては、市民交流の促

進、国際高校の設立など国際的な教育の拡充、海外帰国子女の積極的受け入れなどが進められている<sup>56)</sup>。

しかし、コミュニティの観点からみると、国際化への対応が十分とはいえない現状である。東京都には、六本木・広尾といった高所得の欧米系外国人が住む高級マンション街、中国人・フィリピン人などが集まる新宿歌舞伎町に代表される風俗繁華街、アジア系留学生などが住む池袋周辺の下宿街、羽村市などペルー・ブラジルなどから来た日系人の工場労働者が多い地域など、さまざまな形で外国人の多い町が形成されているが、その生活実態については必ずしも十分な調査がなされていない。

このうち、東池袋4・5丁目(旧日出町)については、奥田道大が何度かフィールド調査を行っている。奥田によると、この地域のように「とりたてて“外国人”ということ意識することなくコミュニティの一員として自然に受け入れ<sup>57)</sup>ることができるのは、この旧日出町一帯が、木賃アパートが密集した住民の出入りの多い地域で、高度成長期に地方出身者の「旅宿」「寄り合い所帯」として機能してきた歴史があるから、という。また、奥田は、こうした歴史的背景を指摘しながら、①人々が、外国人に対して比較的好意的印象をもっていること、②プライバシーと匿名性を守りながら「いざというときには助け合う。何かあると心配してくれる。火事、病気の時には助けてくれる」関係が維持されていること、さらに、③銭湯、安い食堂、飲み屋、質屋、診療所など単身者用の生活手段が整っていることなど<sup>58)</sup>について触れている。

しかし、都内全般から見ると、「住み合い」あるいは「共住」が実現している例はごく僅かで、ほとんどの地域で外国人は未知の住人(得たいの知れない人)としてコミュニティのアウトサイダーになっているのが実情である。平成元年度(1989年度)の板橋区・区民意識意向調査によると、板橋区では「まちで外国人を見かける」が47.9%と住民の約半数になっているが、このように地域で外国人と接する機会の比較的多い板橋区ですら、「外国人と交流をもちたい」と答えた人は、区全体で12.2%に過ぎず、「交流をもちたく

ない」と答えた住民は、それを上回る17.0%に達している<sup>59)</sup>。

加えて、最近では、外国人との接触が増えるにつれて、それまでの「得たいの知れない」から「気味悪い」といった印象が強くなり、外国人に対してネガティブなイメージが形成されつつあるように思える。たとえば、東京都が平成5年度(1993年度)に港区・新宿区・羽村市で実施した調査<sup>60)</sup>によると、外国人を見かける頻度が変わったかという質問に対し、「変わった」<sup>61)</sup>が港区で6割以上、新宿区・羽村市では8割以上に達しているが、その「変わった」と答えた人に「外国人に対してどのような印象を持っているか」を尋ねている。それによると、港区では「良い印象」「悪い印象」<sup>62)</sup>がほぼ同数であるのに対して、新宿区では「悪い印象」が35.6%「良い印象」が14.5%、羽村市で「悪い印象」が31.9%「良い印象」が13.5%とそれぞれ倍以上の格差で「悪い印象」が「良い印象」を上回っている。

これに対して、行政側の対応は、東京都では、既述のように、「iマーク窓口」の設置やCATVなどによる情報提供、ローマ字併記や絵表示サインによるまちの表示を進めている改善程度であり、生活に密着した具体的な対応となると外国人の多い区市などの国際化対策に負うところが大きい。区市レベルの対応では、「便利帳」と称することの多い一般の行政情報案内冊子を“Living Guide”<sup>63)</sup>のような形で外国人向けに改訂して、一部の行政施設に置いておくとか、ゴミの出し方などを紹介した看板・リーフレット<sup>64)</sup>を作成する例が見られる。こうした対応以外には、たとえば豊島区では、庁舎内の窓口や案内板を中国語・英語で併記したり、外国人を編集委員とした外国語広報紙(中国語・英語)を毎月1回のペースで発行したり、日本語教室「日本語ひろば」を1年に1期から3期まで3回(それぞれ入門・基礎コースに分け、各コース20回)開催したり、外国語が堪能な区民を登録して紹介する通訳ボランティア制度を設けたり、中国語・英語を話せる職員各1名を含めた計7名による外国人相談コーナーを区役所に設置したりしている。

しかし、こうした国際化に比較的小さいと思われる区の対応でも、行政情報や日本式生活のルー

ルを一方的に伝えるか、外国人の悩み・相談に応じるのが精一杯で、コミュニティ行政全般にわたって外国人住民との共住を前提とした取り組みは、まさに緒についたばかりと言えよう。

今後の状況については、政府の入国管理政策や外国人労働力に対する需要動向に左右されるであろうが、特定地域で外国人が集住化して、米国におけるチャイナタウンのような〇〇街が出現したり、そうした集住区が出来ないまでも、外国人の生活が、「出稼ぎ」から長期間にわたった定住化に移行し、結婚・子育て・教育などを通じて日本人社会に密着するようになった時に、行政の手腕が問われてくるわけで、その意味では、東京都が全国に先駆けて新たな対応を行わなければならないであろう。

#### 4) 高齢化とコミュニティ政策

コミュニティを「生活包括集団」と捉えることは、高齢化社会においては極めて重要である。生活包括集団としてのコミュニティでは、その地域が、生活の場あるいは諸々の日常活動が集積している地域（空間）ととらえられるので、人々は自ずと身近な場所で生活の充足を求め生活環境を改善しようとする。この生活需要を満たすには、社会的環境つまり、居住地での人々の交流チャンスが前提となろう。人々が生活の中で身近な人々との交流のチャンスを広げることができれば、頻繁に顔を合わせる人々のネットワークは、打算的ギブ・アンド・テイクの関係ではなく、全人格的で心の交流やふれあいを重視するものになる。まさに「情が移る」ような親しい相互扶助の関係が出来上がるわけで、「自然な形での手助け」や「生活のなかでの当たり前の行動」として高齢者のコミュニティ・ケアが実現できると期待される。

このようなコミュニティがないところで、高齢化と核家族化が同時に進行すると、高齢者は家族という絆からも離れて老人ホームなどの施設に囲い込まれるか、全く孤立して独りで生活するかのいずれかになってしまう。そこで行政が、前者に対しては施設ケアの問題として、そして後者に対しては在宅ケアの問題としてこれに取り組むことになるが、とかく、（生活という総合的な視点ではなく）健康の確保や福祉の充実という（行政の目的に沿った）一面的な観点からしかとらえるこ

とができないので、「心のかよわない」ものになったり、「痒いところに手が届かない」ものになってしまう危険がある。

また、最近ではボランティア活動も盛んになりつつあるが、たとえば、町内会が公園の清掃を日曜日に住民を募って行う場合など、声を掛けられて、出向く人のなかには、「止むを得ない労働奉仕」として仕方なく参加することも少なくなく、その結果、逆に住民の地域離れが進む傾向もみられる。生活のなかに相互扶助の関係がない場合、ボランティア活動は、自由時間を割いて、世の為人の為に「提供」するものとなり、「負担」のかかるものと捉えられ易い。そのために、その結果、何らかの謝意を表す為に第3セクター等を介在させることで有償化する傾向が見られる<sup>65)</sup>。

東京都が実施した「日ごろよくつきあっている人」の調査<sup>66)</sup>によると、20代の男性では友人・知人が44.6%、職場・仕事に関係のある人が40.8%で圧倒的に高かったのに対し、隣近所の人が9.6%、地域の人が僅か5.4%で、若い人ほど地域との繋がりが少ないことが分かる。ところが、60歳以上の男性になると、隣近所の人が33.1%でトップとなり、地域の人でも19.5%で、職場・仕事に関係する人（17.8%）を上回る結果がでている。すなわち、高齢者は地域の人々が支えているのである。今後、高齢化が進んで東京都の人口構成がピラミッド型からピア樽型へ、さらに逆三角形型になっていくと予想される中で地域社会の重要性がますます高まっていくことは間違いない<sup>67)</sup>。

このような状況にあって、東京都のコミュニティ行政の対応を見ると、その歴史は、昭和44年（1969年）に東京都社会福祉審議会が知事の諮問を受けて『東京都におけるコミュニティ・ケアの進展について』という答申をまとめたことに始まる。これは、それまでの厚生行政が、施設を主体とするインスティテューショナル・ケア中心であったのに対し、コミュニティ・ケアの重要性を指摘したもので、この答申が昭和46年（1971年）の中央社会福祉審議会の答申『コミュニティ形成と社会福祉』にひきつがれた<sup>68)</sup>と言われる<sup>69)</sup>。

また、最近では、平成3年（1991年）に在宅福祉を基調とした地域福祉の推進を図るため「東京都地域福祉推進計画」が策定されている。この計



画は、人間性尊重・地域生活重視などを謳った「ゆとり型社会」のもとに「だれもが、いつでも、どこでも、必要とするサービスを利用できる」地域福祉の展開をめざすものであるが、その地域福祉推進にあたっては、①地域化(区市町村主体)の原則と共に、②「福祉、保健・医療・住宅など分野別や高齢者、障害者など対象別に専門化しているサービスのしくみを、住民の生活の視点から地域において組み替え、総合化市、ニーズに見合ったサービスを効果的、効率的に提供していく」<sup>70)</sup>という総合化の原則が強調されている。

筆者は福祉行政の専門ではないのでこの分野で多くを語ることはできないが、この「地域化」と「総合化」の原則は、(同時に挙げられている「参加と協働の原則」とともに)これまでの福祉行政をコミュニティの視点で捉え直す必要性を述べているように思える。しかるに、行政は依然として縦割的に専門化された分野別サービスと対象者を区分した「囲い込み」サービスを進めているように思える。

たとえば、コミュニティ問題研究会を通じて知ったコミュニティ施設の実際の設置例だけを見ても、老人福祉センターと児童館は厚生省関連、公民館は文部省関連、働く婦人の家や勤労青少年ホームは労働省関連などと行政の縦割り組織にしたがって管轄が分かれており、本来は地域住民が気軽に触れ合う場であるはずの施設において、世代間の交流を逆に阻害する傾向がある。研究会でも行政の機能に合わせた目的志向的施設(学校、公民館、図書館、スポーツ施設、老人会館、児童館、青少年会館など)を複合化・融合化<sup>71)</sup>することが提言された<sup>72)</sup>が、筆者にとっては中野区の融合型施設「みずの塔ふれあいの家」の事例が印象的であった。

この施設は、住民から「近くに区の施設がないので作って欲しい」という要望が出されて建設されたものであるが、確保できる用地の制約などもあって限られた敷地内に老人会館と児童館と学童保育所の機能を兼ねそなえたものになり、さらに、住民の要望を取り入れて誰でも気軽に立ち寄れるロビー空間が作られた。こうした施設について、当初は「老人は静かなものを求めるからウルサイ子供の施設と併合するのは好ましくない」と

いう懸念が行政担当者の間にあったそうだが、結果的には、老人は子供の活気に触れ子供は老人の昔の話に耳を傾けるようになって世代間の交流が盛んになったと言う。これは成功した施設建設の事例であるが、こうした地域におけるコミュニティ関連行政施設の融合化が、用地の制約という条件下で実現するのではなく、行政の意図として積極的に推進されるべきではないだろうか。

## 5. コミュニティに関する図式化の試み

以上のように東京都のコミュニティ行政を概観してみると、1,200万人にも達する膨大な都民を抱える行政体が直面しているコミュニティ行政の難しさが示されている。しかし、東京都が、情報化・国際化・高齢化(あるいは少子化=人口変動)の問題をコミュニティに重大な変化を及ぼす要因と捉えていることは確かであり、その認識は正しいと言えよう。以下の図4は、筆者が、これまでの論点を整理しながら、この3大変動要因のコミュニティに及ぼす影響について簡略化して図式化したものである。

既述のように、コミュニティの特色を①境界性の認識、②集団性の維持、③行動基準の3点で表すならば、コミュニティは図4のベクトル図式に示すように、地域性、集団性、道徳性の3つの座標軸のプラス方向で表せる位置に存在することになる。これに対して、都市化は、①地域意識の喪失、②集団(あるいは固定的な人間関係)からの単独化、③行動規範の一時性という意味において、この理想型としてのコミュニティの対極に向かうベクトルをもっていることになる。

しかし、これも既述の通り、都市には必ずしもコミュニティが存在しないわけではない。産業革命以前の商業都市はコミュニティの要件を揃えていたし、現代にあっても、下町には相互扶助的な地域集団が存続している。東京都でも、新しいコミュニティ形成のチャンスが拡大しつつある。東京に移り住んだ世代(地方出身者)に代わって第二世代(東京出身者)が東京をふるさととして定住しようとする傾向がみられること。労働時間の短縮、フレックスタイムの導入、あるいは通信情報手段の発達に伴う在宅勤務などによって地域に留まり生活する時間が増大しつつあること。自然

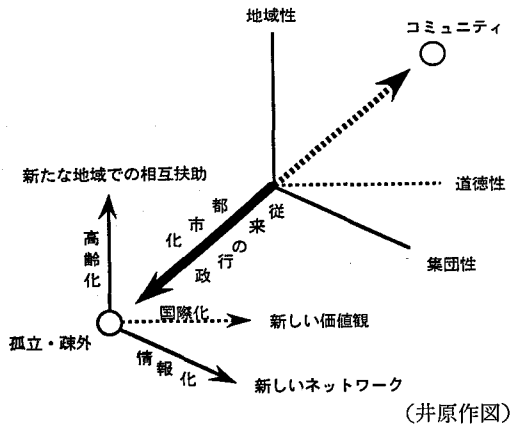


図4 新しいコミュニティのためのベクトル

環境への関心の高まりやボランティア活動の活発化によって市民意識の向上がみられることなどである。また、定住志向や生活時間の拡大とともに、地域環境の悪化を防止しようとする住民運動もみられるようになってきたし、マンションの共同管理組織のように共通の生活空間を維持・改善していく新しい自治組織の萌芽もみられる<sup>73)</sup>。

こうした、環境保護のボランティア活動、生活防衛型の住民運動や共同生活空間についての維持・改善の動きは、地域に共通する問題解決の過程で、居住者間のコミュニケーション機会を増大させ、居住者相互の人格的理解を促進し、地域についてのイメージを形成させると考えられる。そうなれば、生活環境を悪化させるマイナス面の問題が解決された後にも、生活の快適性を積極的に求めていくプラス面での地域活動が日常の人々の交流から生じて、人々の生活のリズムのなかで根付いていくことも期待される<sup>74)</sup>。

人間は、いうまでもなく、社会的存在である。都市は人の集まる所としてコミュニティの存続する機会をもっている。したがって、都市は、コミュニティの対極にある概念ではなく、コミュニティの対極にあるのは、(図4に示すように)孤立した生活であり、疎外された人間像であると言える。

これに対して、情報化・国際化・高齢化のいわゆる3化け現象が、コミュニティ形成の視点からどのような影響を与えるかを簡略化して示したのが図4の下部の3つの矢印である。これは、むしろ、こうあるべきという方向性を示していると言

ってもよく、行政が取るべき政策の方向性を示唆しているといっても良いだろう<sup>75)</sup>。

### 1) 情報化のベクトル

情報化は、地域性・集団性・道徳性の3つのベクトルのうち、集団性のベクトルを強くもっており、人的な新たなネットワークを形成して、新しい集団を創ると期待される。吉見俊哉は、電話とコミュニティについて研究を行っている<sup>76)</sup>が、学生を対象としたアンケートの中から、「独り暮らしになって、私が電話をかける回数はかなり増えた。ひとりしていると……とにかく誰かと話したくなる。で、ついついダイヤルに指が伸びるのだ<sup>77)</sup>。」という例を紹介している。筆者は、この「独り暮らしになって電話が増えた」という学生の告白から、情報化のベクトルが読み取れるように思える。人間は孤立したままではいられない。そこで、(電話という)新しいコミュニケーションメディアを得ると、誰かと接触したくなり、疑似的な共有空間<sup>78)</sup>を作ることのできる相手、すなわち、自分の存在を確認できる他者を獲得しようとするのではなからうか。

もちろん、そこには、2つの仮説が考えられる。第1は、情報化の進展に伴って、コミュニティはますます地域との繋がりを失っていくという見方である。確かに、情報伝達手段の発達には物理的な空間や距離の感覚を麻痺させる。電車の中で携帯電話を使っている人は、物理的には遠く離れた相手の人と親しげな話をしながら、自分の周囲にいる人々に無頓着な場合が多い。座席が同じという空間的な共有性(コミュニティの観点にたてば「同じ町の住人」という意識)は、携帯電話がかかってくると(すなわち、別の情報手段が出現すると)失われてしまって、人々は物理的に近い人々(近隣の「居住者」)にますます無頓着になってしまうかも知れない。

第2の見方は、情報化の進展に伴って、人々のフェイス・ツウ・フェイスのコミュニケーションの機会が拡大するという考えである。情報化のパラドックスは「知れば会いたくなる」ことから起こるのかも知れない。情報通信手段が発達すると(遠くに居てもコミュニケーションができるのだから)人口が分散すると思われがちだが、実際には人口が情報発信地に集中することが多い。これ

だけ情報が得やすい社会にあっても、たとえば、政治家が永田町というムラ社会に集まって直接語り合おうとするように、会わなければ「得られない情報」があって、そこにこそ「得がたい情報」の価値があるとも言える。いずれにしても、人格的理解を得るため、相互信頼を築くため、あるいは共同で具体的な行動を起こす場合など、フェイス・ツウ・フェイスのコミュニケーションの重要性は依然として大きいと言えよう。

このように情報化がフェイス・ツウ・フェイスのコミュニケーションの機会を①減少させるのか②増大させるのかについては議論の分かれるところであるが、電話についてみれば、「①電話で用件を済ます」意味で前者の例にあたり、②「電話でアポイントをとる」場合には後者の例にあたることになり、電話の普及から類推すると、情報通信手段の発達がコミュニティに及ぼす影響は、まさに両面をもっていると予想される<sup>79)</sup>。

したがって、行政は、こうした情報化の特徴を充分理解して、情報化のベクトルを新たな地域集団の形成に役立てるように努力すべきであろう。たとえば、本稿でも紹介した板橋区のBBS「ヒューネットいたばし」では、ネットの会員は、「オフ会」という名称の会合に参加するように勧められている<sup>80)</sup>。これは、日頃情報ネットワークだけでしか知らない会員たちと直接顔を合わせて親睦を深める会合の場であり、メディアの中の架空のコミュニティを現実のコミュニティに繋げる試みである。いうまでもないことだが、情報化の進展が、地域で起きていることや地域に住む人を知る機会の増大に繋がり、それが地域の人々の新しい出会いと協力関係を創りあげるようにしなければならない。

## 2) 国際化のベクトル

これに対して、国際化のベクトルは、コミュニティにとって新たな価値観の創造に寄与する可能性がある。自明のことであるが、国際化とは、多様な価値観を包括することである。異文化に触れて最初に気付くことは「違う」ということであろうが、違いを探すだけでは共存は成立しない。とくに、同じ地域で生活するというになると、「違う人々」「違う習慣」というだけではなく、そうした異邦人や異文化を受け入れていかなければ

ならない。そこに新たな価値の創造がある。

狭い居住空間を共有する都市生活においては、国際化は新たなトラブルを引き起こすことが多い。たとえば、近所やマンションの下の階から異臭が生じてくることがあって、それを迎ると外国人の食事や料理方法から来ることが分かった場合、それは相手にとって「食べる」という生活の根本的な問題だけに、苦情を言うだけでは済まされない。生活習慣は容易に「変えられない」ところに問題の難しさがある。しかし、どうやってその「臭い」(すなわち生活)とつきあっていくか、というところに共生の道があろう。当然のことであるが、新たな価値観はしばしば葛藤を通じて生みだされるものである。

それは、法律や規則のように初めから定められたものでもなく、伝統的な生活の風習によって解決できるものでもなく、ルールブックやハウツウのマナーで対応できるものでもない。日本人だから〇〇人だからという問題でもなからう。「〇〇さん」という名前のある個人の行動を前提として地域が共存していくために「新たに」個別の体験の中から「自分たちで」「創りだして」いくものに違いない。

町内会などの住民組織も、既成組織の維持や日本人住民の代弁者になるのではなく、新たな価値観にたって、「新しい住民」である外国人を受け入れていかなければならない。現実には、区部においては人口の郊外流出や少子化で日本人住民が減少している一方、外国人が確実に増加しているのである。また、多くの外国人が本国では比較的高学歴で実際には真面目な生活をしているのであるから、マスコミの作り上げたステレオタイプ化された外国人イメージ<sup>81)</sup>、根拠のない噂、あるいは表面的な印象に左右されることなく、外国人の生活の実態を直視していかなければならない。生活をしている以上、病気をすることもあれば、子供の教育で悩むこともある。止むに止まれぬ事情で祖国を離れて異国の地で必死に生きようとしている人々や大志をいだいて日本人から多くを学ぼうとしている人々を「迷惑な参入者」として除外することは許されないはずである。

付言すると、行政側も新たな価値観をもたなければならぬ。(住民登録をしていない場合でも)

地域で働き地域経済に貢献し、(住民税を払ってなくても) 所得税・消費税などをつうじて納税している外国人を、統計上・規則上「住民」でないとすることはできない。コミュニティの立場に立てば、国籍が問題なのではなく居住者・生活者としての実態が重要なのである。法規上では「日本人国籍」や「住民登録」が医療・福祉などの行政サービスを受ける資格要件となるであろうし、「サイン」ひとつをとっても公的書類には印鑑登録の必要な社会システムの中であって、行政の対応は難しいと考えられるが、渡戸(1993)<sup>82)</sup>が言うように「自治体行政は、国の法律に拘束される側面がおおきい」一方で、「地域社会変化の最前線であって、新たな<市民社会的規範>(civil society values)を規範化し、政策化していく<自治の前衛>の役割を担って」いる。東京都は、世界的にも国際的役割を果たすべき国際都市の一つであり、国や他の自治体の政策に影響を与える中心的自治体でもあり、新たな行政的価値観にたって、「住民」としての概念を再構築していく必要がある。

### 3) 高齢化のベクトル

最後に、高齢化はさまざまな点で、人々と地域との結びつきを強めるベクトルをもっていると期待される。まず、退職を機に、多くの人々が「職場から地域に」戻ってくることが予想される。もちろん、退職後も趣味や旅行で地域を離れることもあるだろうが、高齢者にとって「引越などによる急激な環境の変化は好ましくない」と言われるように、肉体的にも精神的にも高齢者にとって安心できる地域の存在が必要と考えられる。

また、高齢者の介護という点から見ても、地域の重要性が今後ますます増大するものと考えられる。もちろん、電話で話したり手紙を送ったりすることは精神的に大きな支えとなるだろうが、介護というのは、直接手を差し伸べられる距離、すぐ行ける範囲で最終的には可能になるわけで、地域で共に暮らす人々との関係が大切になると思われるからである。

それは、介護される側、すなわち高齢者だけの問題ではない。高齢化と少子化は表裏一体であるが、子育てに悩む孤独な母親を励ましたり、世代間の交流の少ない子供たちに学校で教えられない

生活の知恵を与えることができるのは、ほかならぬ高齢者である。教育以外の分野でも、長年の職業生活を通じて得た専門的知識や技能を生かすことも出来よう。行政は、退職して時間的に自由になった高齢者ができるボランティアを地域活性化のために活用して、それぞれの「生きがい」のベクトルを地域のベクトルにあわせるべきではないだろうか。

また、高齢化は、別の意味で、都市におけるコミュニティの重要性を示唆している。というのは、医療サービスの充実、交通手段や情報ネットワークの発達、インフラストラクチャの整備、コンビニエンス・ストアを始めとする24時間体制の生活関連サービスなどから、都市のもつ利便性・快適性が高齢化社会に必要とされているともいえるからである。そうすると、手軽にサービスが買える都市的生活様式と地域の人々がさりげなく高齢者を見守る村落的生活様式の両面を備えたコミュニティ(すなわち都市機能とコミュニティの共存)の必要性が論じられるかも知れない。

この都市機能とコミュニティの共存の問題は、農村地域での問題にも普遍化できる。なぜなら、高齢化の問題、すなわち少子化(人口変動)の問題は、現在の日本においては、都市だけの問題ではないからである。農村地域においては、過疎化(人口流出)とも結びついて高齢化がより深刻な問題になりつつあり、東京都のような自治体のコミュニティ行政のあり方が、都市的基盤の整備が遅れている地域における高齢者対策のあり方と結びつく可能性もある。

さらに、東京都社会福祉審議会の答申にもあるように、「長命革命」は「高齢者のみならず障害者の重度化、高齢化をもたらし、これらを含む多様な障害者の地域での自立と社会参加を、これまで以上に推進していくことが求められている」<sup>83)</sup> わけで、「子ども、障害者、高齢者の違いはあっても、住み慣れた地域で家族、隣人、友人とのつながりのなかで発達、自立を目指す方向は、今後とも重視されなければならない」<sup>84)</sup> であろう。性差・世代・職業・障害の有無を超えて交流する機会と場を提供できるのはコミュニティであり、いわゆる「ノーマライゼーション」の理念は地域における共存によって支えられていると言えよう。

## 6. コミュニティ行政の方向性について

以上の情報化・国際化・高齢化のベクトルに関する図式化(図4)は、本稿前半の議論(3つの特徴をもつコミュニティの定義=図1、都市的生活の意味=表1・2、行政とコミュニティの関係=図2)と東京都コミュニティ問題研究会を通じて知りえた行政の現状をふまえて、今後、行政が目指すべき方向性について、考える所を図によって示したものである。しかし、情報化のベクトルの項でも述べたように、図式で示した方向性が必ずしも必然的なベクトルを意味しているとは言えない。

情報化が地域における集団性を高める方向で作用するとは限らない。情報化が進むと人々はますます近隣の人々に無関心になってしまうかも知れないのである。同様に、国際化が必ずしも新しい価値観を生みだすとも言えない。むしろ、外国人の増加によって地域で伝承されていた行動規範(地域内道徳)が消滅していく可能性もある。また、高齢化も必ずしも地域のまとまりを強める方向に影響するとも言えない。たとえば、子供や若者が減少して地域を繋ぐ行事がなくなり、地域意識が薄れてしまうかも知れないからである。すなわち、それぞれが、図式で示すならば、マイナスのベクトルとなって作用する可能性もある。

しかし、行政は、情報化・国際化・高齢化という新しい時代の要請を受けとめながら、たとえば、情報化を集団性のベクトルに、国際化を新たな価値観創造のベクトルに、また高齢化を地域性のベクトルに合わせながら、地域と人と道徳で繋がるコミュニティを再生していく方向で努力すべきである。

唐澤は、なぜコミュニティが個人に必要なものかについて、「住民が自己の人間像を確認する恒常的な準拠集団を持つことで、社会的存在感(アイデンティティ)を確認することが容易になるからである」<sup>85)</sup>と述べている。コミュニティとは人間性回復の場であり、真の自律のための精神的「基地」と成りうるはずである。逆に、コミュニティがない都市生活においては、個人は匿名の状態になって自分を失ってしまう可能性が高い。ルイス・ワースは、都市化の行き着く先に社

会解体(social disorganization)が生じ、それがやがて個人個人の人格解体(personal disorganization)を引き起こす<sup>86)</sup>としているが、そうした病理的現象が現実に見られているように思える<sup>87)</sup>。

また、コミュニティの解体は(社会解体と個人個人の人格解体ばかりでなく)行政機構の解体をも意味する。マーガレット・ミードが「アメリカでは政治や社会の行動が、あのいわゆる草の根グラス・ルーツにおいて、すなわち、……コミュニティにおいて始まる」<sup>88)</sup>と言うように、コミュニティは自治の根源であり、コミュニティのない地方自治は存在しない。東京都のような「超」広域行政体にいると、「1,200万人もの人口を抱える東京都という行政体がコミュニティ行政に取り組む積極的理由があるのだろうか」という疑問が生じて無理はないが、コミュニティ行政を放棄したときに、東京都は地方自治体としての自らの存在を否定することになる。

また、コミュニティ行政が必要なもう一つの理由は、コミュニティ行政が縦割りの行政組織を結び横系的機能を果たす可能性があるからである。たとえば既述のように、コミュニティ施設は、縦割りの行政組織を反映して、各組織の施策ごとに建設され運営されてきた。教育行政としての小中学校、体育振興事業によるスポーツ施設、福祉行政としての老人会館などで、施設の運営面でも別々の規則や手続きに従い、広報活動など情報の提供もバラバラで、どの施設も地域全体の地域全員の施設になっていなかった。しかし、それを利用する地域の人々から見れば、同じ行政体の施設であり、住民交流の観点から見れば、それらの相互連携が必要なはずである。黒沢明の映画『生きる』のように、住民自身がさまざまな部署に向いて多くの要望書を提出しなければならない状況が見られるが、住民にとって「地域の総合的窓口」としてのコミュニティ担当部署が必要なわけで、そうした横割りの調整部門は、東京都のような膨大な行政組織になればなるほど必要になってくると思われる。

コミュニティ行政とは本来極めて政策的なものである。したがって、人間性回復、自治の再生、行政機構の改革を掲げながら、コミュニティのあ

るべき理念を改めて示す必要がある。なぜなら、そこにこそ、(すなわちコミュニティとは何かを再度問いかけるところに) コミュニティ再生の大きな機会があるからである。

人々は、大量生産に基づく消費生活の中では、享受できないものを捜し始めているように思える。どんなに多様な製品があっても、その中で「こだわり」の消費を繰り返しても満たされないものがある。品質的に劣っていても創意工夫のある何かを作り出したときの創造的生産活動の喜び、便利さや迅速さという点では劣っても心のかよったサービスを受けたときの感激、利害関係を抜きに他人と共に協力して何かを遂行したときの幸せ、など、大量生産にないものを見直し始めている人々もいる。紙幅の関係で取り上げることが出来なかったが、環境問題にしても、大量のゴミを「地域外」へ捨てきれなくなった今日、地域内でならぬかの協力が必要になりつつある。これも紙幅の関係で詳述できないが、コーポレート・シチズンシップやフィランソロピーの考え方を背景に、企業も「地域の良き市民」として地域活動に参加するようになりつつある。また、ボランティア活動に対する関心も高まり、そのイメージも負担のとなうネガティブなイメージから多様でポジティブなものに変化しつつある<sup>89)</sup>。生涯教育へのニーズが高まり、自己研鑽とともに自分の技能・知識を役立てたいと願う人々も増加している。これら、一つ一つは、ばらばらのことのようにであるが、すべてコミュニティの再生という観点で結びつけることができる。

現代社会は、多くの課題を専門化・分業化して地域外で処理しようとしてきた結果、個人の孤立と地域生活や自治意識の消滅と膨大な行政機構を生みだした。ところが、個人のレベルでも、地域のレベルでも、行政のレベルでも、これまでのこうしたやり方が行き詰まりを見せ始めている。今こそ、人間性の回復と地域生活と自治の復活、そして行政改革が求められているが、そのすべてを結び付けるものとしてコミュニティの重要性が見直されなければならない。また、実際問題として、コミュニティは公的領域と私的領域の中間的領域をもつ(図2)ために、行政がそれと取り組むときにさまざまな困難に直面するが、逆に、中

間的領域をもつからこそ、関与が可能な領域とも言える。公的領域と私的領域の狭間であって、個別の問題解決の過程は決して容易なものではないと想像されるが、その問題解決の過程こそが重要でもある。行政が地域外部にあって問題をまるごと取り上げるのではなく、共に悩み・協力することで「顔の見える」関係、あるいは「情のかよう」関係<sup>90)</sup>を築き上げることができれば、その過程でコミュニティが再生されていくのではないだろうか。

### 追記

本稿完成時に、神戸市を中心に阪神大震災がおこり多くの方々被災されました。一瞬にして終戦直後のような光景になった被災地と瓦礫のなかで黙々と復興のために努力する人々の姿が同時に強く心に残りました。近隣の人々が助け合う連帯の輪も見受けられます。丁度本稿を書き上げたばかりでしたので、「都市的生活様式」の脆弱さと平素は気付かないコミュニティのもつ潜在的な力強さを感じた次第です。本稿では触れられませんが、防災の観点からも都市におけるコミュニティの重要性が見直されるべきではないでしょうか。

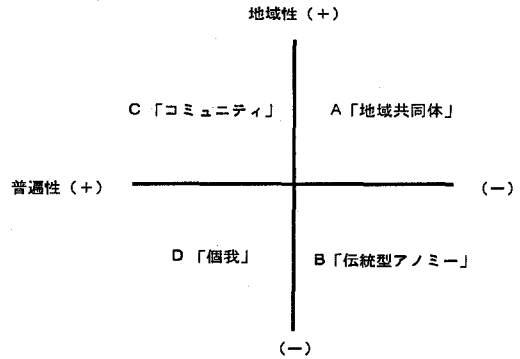
(いはら ひさみつ 助教授)

(1995. 1. 12 受理)

### 注

- 1) 学識経験者は、唐澤和義(座長、杏林大学教授)、江上渉(駒沢大学講師)、村上綱実(八千代国際大学助教授)及び筆者、都民の代表は、田中八重子(新宿まちづくり協議会役員)、綱島信一(品川区商店会連合会役員)および東京都在住のフランス人である保坂マリー・フランス(早稲田大学講師)、東京都の行政担当者は東京都生活文化局のコミュニティ・文化部長およびコミュニティ・文化部振興計画課調整担当課長、区市のコミュニティ行政担当者は、中野区と三鷹市のコミュニティ行政担当者で構成されていた。
- 2) 中野区「若宮いこいの家」(いわゆるコミュニティ・センター)、「大和地域センター」および三鷹市「連雀コミュニティセンター」、「みたか井心亭」
- 3) 「コミュニティ」国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会報告書、1969年9月29日
- 4) マイタウン構想懇談会コミュニティ部会報告書、1980年10月

- 5) 第1期東京都コミュニティ問題研究会報告書、1983年3月
- 6) 唐澤和義は、国際基督教大学社会科学研究所の三鷹まちづくり研究会報告書「三鷹市のコミュニティがめざす新たな課題を求めて」の中の論文「コミュニティの崩壊と再生」(1991年)で、コミュニティを初めて「生活包括集団」という用語で定義している。
- 7) 前掲唐澤論文(1991年)、p.3
- 8) 第5期東京都コミュニティ問題研究会報告書、1994年10月
- 9) 唐澤和義『産業社会とコミュニティ』勁草書房、1985年、p.225の脚注(2)あるいは唐澤和義「コミュニティの理念と現実」国際基督教大学社会科学研究所報告書、1989年、pp.3-4
- 10) 唐澤和義『産業社会とコミュニティ』勁草書房、1985年、p.192
- 11) EC (European Community) のようにかなり広い範囲にわたる国家の連帯にコミュニティの用語を適用している例もある。
- 12) マッキーヴァーのコミュニティの定義は、その主著『コミュニティ (“Community-A Sociological Study; Being an Attempt to Set Out the Nature and Fundamental Laws of Social Life”)』に詳しいが、1917年の初版と晩年の版では多少異なる。ここでは1924年に刊行された第3版を1975年に翻訳出版したものを採用する。具体的には、R. M. マッキーヴァー著、中久郎・松本晴通監訳『コミュニティ』ミネルヴァ書房、1975年、p.46
- 13) 前掲マッキーヴァー訳本(1975)、p.135
- 14) 前掲マッキーヴァー訳本(1975)、p.135
- 15) ただし、後年、マッキーヴァーは、コミュニティの基礎として「地域性 (locality)」と「コミュニティ感情 (community sentiment)」を挙げている。
- 16) 松原治郎・倉沢 進ほか『大都市周辺における自治意識の実態調査報告書』輿論科学学会、1969年
- 17) 奥田道大『都市コミュニティの理論』東京大学出版会、1983年、pp.28-32
- 18) 奥田道大『都市型社会のコミュニティ』勁草書房、1993年、pp.12-13
- 19) 奥田は1983年の「コミュニティ」モデルでは「主体的行動体系」と「客体的行動体系」を対立した縦軸にとり「普遍的価値意識」と「特殊の価値意識」を横軸にした2次元のモデルを描いているが、1993年の『都市型社会のコミュニティ』においては、前者の主体・客体的行動体系の軸を「地域性」に置き換えて修正している。具体的には、下記に示すような4象限のモデルを想定している。



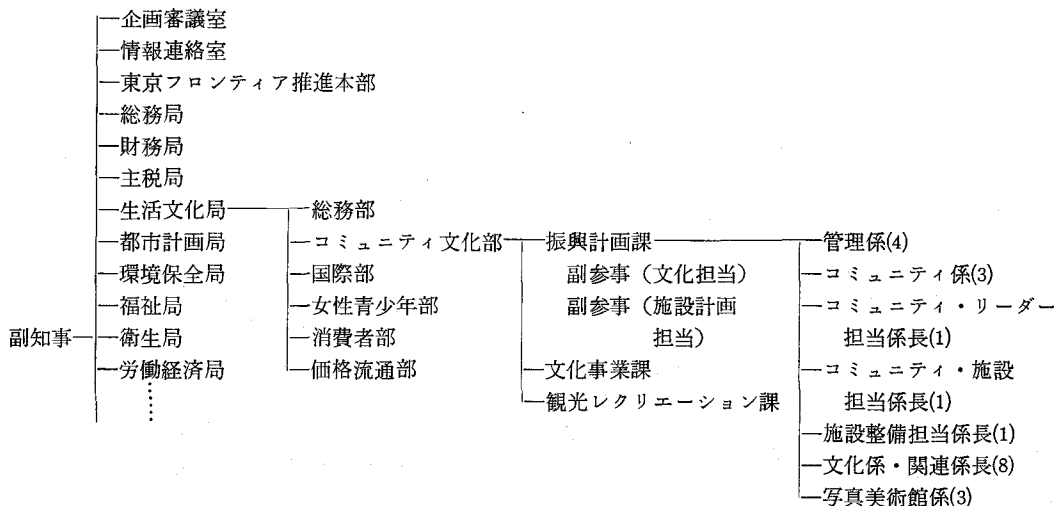
奥田道大『都市型社会のコミュニティ』勁草書房、1993年、p.13より

- 20) 周知のように、社会学文献にあるコミュニティ概念の分類をしたヒラリー (G. A. Hillery) は、コミュニティ概念に最も多い共通認識として、地域性 (locality)、社会相互作用 (social interaction)、共通の絆 (common tie) の3点を挙げている (G. A. Hillery, "Definitions of Community: Areas of Agreement," Rural Sociology, Vol.20, 1955) が、筆者は、これら3点は、社会相互作用を「集団性の維持」共通の絆を「行動基準の伝承」と置き換えれば、唐澤のコミュニティ概念と共通すると考えている。
- 21) 唐澤は、「単独化現象」とともに「自律的行為者と孤立的行為者に分離する傾向」を指摘し、「単独化」には、集団から独立した「自律化」と集団から離脱した「孤立化」を含むとしている。前掲唐澤(1985)、p.95
- 22) 産業革命以前の商業都市は都市の範囲が確定した閉鎖社会であり、住民は市民として定住し、相互の協力が都市を成立していたわけで、生活共同体としてのコミュニティ概念を当てはめることができたものであった。前掲唐澤(1985)、pp.150-151
- 23) Worth, Louis, "Urbanism as aWay of Life," American Journal of Sociology, 1938  
高橋勇悦訳「生活様式としてのアーバニズム」(鈴木広編『都市化の社会学』増補版1978年)
- 24) 倉沢 進「都市的生活様式論序説」磯村英一編『現代都市の社会学』鹿島出版会、1977年
- 25) 前掲倉沢(1977)
- 26) 大量消費社会を支えているのは、いうまでもなく、大量生産方式の確立とマスメディアの発達に伴う大量広告、交通網・移動手段の発達に伴う大量輸送である。
- 27) 従来の食堂・レストランに加えて、地方においてもファミリーレストラン・ファーストフード・(惣菜コーナーをもつ) コンビニエンスストアが発達しており、インスタント食品・冷凍食品・レトルトフードの普及もみられる。

- 28) 周知の通り、マッキーヴァーは、「われわれ意識 (we-feeling)」「役割意識 (role-feeling)」「依存意識 (dependency-feeling)」からなる「コミュニティ感情」をコミュニティ成立の基礎としているが、筆者が地域意識として考えるものは、この「コミュニティ感情」を一定の地域に置き換えて感じる境界の意識である。
- 29) 唐澤は、「primary な community から secondary な great society の大きな輪のなかの一員として」という表現を使っている。前掲唐澤 (1985)、p.93
- 30) 青い窓の会『お父さんはとうめい人間』光雲社 (1986年) は、児童誌『青い窓』に寄稿された子供の詩を通じて、働く父親の姿が子供の目の前から喪失しつつあることを時代ごとに整理して示している。昭和30年代には生き生きと働く父親像が描かれていた子供たちの詩に、父親の姿が登場しなくなりつつある、という。タイトルにもなっている「とうめい人間」という福島県の小学校6年生、福原武彦君の詩は、「このごろお父さんは／とうめい人間／ぜんぜん見えない……」で始まる。
- 31) 唐澤は、「都市化社会現象と行為様式」前掲唐澤 (1985) 第Ⅱ部第1章において、合理化・選択化・単独化・画一化・多様化をあげて都市的生活様式を説明している。また、観点は大きく違いますが、都市生活者の生活様式について、マーケティングの分野ではマーケット・セグメンテーションに応じたクラスター分析の一つとしてライフスタイルの分析がしばしば行われている。
- 32) 唐澤は、経済上や生活上で一人前になることを「自立」と呼び、自分自身の価値観・世界観をもつ場合を「自律」と呼んで区別しているが、本稿でも、唐澤の用例に従って、「自立」と「自律」を使

い分けている。

- 33) M. ミード・M. ブラウン『コミュニティ＝その理想と現実』北望社、1970年
- 34) 前掲唐澤 (1985)、p.149
- 35) 前掲マッキーヴァー訳本 (1975)、p.157
- 36) 前掲マッキーヴァー訳本 (1975)、p.164
- 37) 前掲「コミュニティの地域特性に関する調査研究報告書 (その2)」p.62
- 38) 蓮見彦彦、奥田道大編著『21世紀日本のネオコミュニティ』東京大学出版会、1993年、p.195
- 39) たとえば、東京都の「マイタウン構想」は鈴木都政の政策的なスローガンの一つとして電通などの広告代理店を使って企画されたといわれる。
- 40) 前掲マッキーヴァー訳本 (1975)、p.162
- 41) 「東京都総合実施計画1993年」東京都資料
- 42) コミュニティ活動の事例やコミュニティリーダーの声、区市町村や国・他府県のコミュニティ行政の現状・新しい試み・動き、学識経験者の意見・提案などを紹介する情報誌であり、年4回、各20,000部の部数で発行されている。
- 43) 「生活文化局事業概要 (平成6年版)」東京都資料
- 44) 現実の問題として組織体制上の制約もある。以下は、筆者が平成6年8月1日付けの東京都機構図 (東京都総務局総務部行政管理課作成の「東京都組織一覧」とコミュニティ文化部でのヒアリングをもとに作成した東京都の組織の一部である。生活文化局は、知事→副知事と直接つながる直轄の知事部局であり、さらに、生活文化局の中でも、コミュニティ文化部は (どの局にもある総務部を除いて) 筆頭の部になっており、組織上から見ても、コミュニティ行政が東京都にあっては上位の位置づけにあることが分かる。



但し、( )内は人数を示す。



しかし、その内部組織をさらに詳しく見てみると、コミュニティ文化にはイベントなど文化事業を行う文化事業課や観光レクリエーション課もあるため、実質的にコミュニティ行政にあたるのは振興計画課に限られてしまう。さらに振興計画課の中には都立写真美術館・江戸東京博物館などを担当する文化関係の係も含まれているため、現実にコミュニティ行政の取り纏めを行うのは、現在の体制では、コミュニティ係で3名、各コミュニティ関連担当係長3名を加えても合計6名の体制であり、既述の文化係や文化関連係長8名の応援を得たとしても十数名の人員体制ということになる。

- 45) その他の根拠法令としては、都・区市町村コミュニティ・文化行政連絡会議設置要綱、東京都コミュニティ問題研究会設置要綱がある。(平成6年版「生活文化局事業概要」東京都資料、p.63)
- 46) その他にも、宝くじの広報のため行っている財団法人・自治総合センターのコミュニティ助成事業の仲介、多摩六都科学館の建設費補助(平成5年度事業完了)、多摩都民フォーラム(仮称)の設置検討などがある。
- 47) 東京都生活文化局コミュニティ文化部振興計画室「平成5年度区市町村コミュニティ施設及びスポーツレクリエーション施設建設費補助要綱」東京都資料
- 48) 自治省のコミュニティ対策要綱にうたわれたコミュニティ施設の設置方針も、概ね小学校区を基準に計画するようにとある。
- 49) 前掲第5期東京都コミュニティ問題研究会報告書、p.76
- 50) 前掲第5期東京都コミュニティ問題研究会報告書、p.77
- 51) 「とみん情報システム(とみんず)の概要」東京都資料
- 52) 前掲第5期東京都コミュニティ問題研究会報告書、p.11
- 53) 前掲第5期東京都コミュニティ問題研究会報告書、p.31
- 54) 前掲第5期東京都コミュニティ問題研究会報告書、p.12
- 55) 前掲第5期東京都コミュニティ問題研究会報告書、p.12
- 56) 東京都生活文化局国際部国際化推進室『東京都の国際化対応の現状と今後の方向』東京都資料、1991年
- 57) 前掲奥田(1993)『都市型社会のコミュニティ』、p.155
- 58) 前掲奥田(1993)『都市型社会のコミュニティ』、pp.146-158
- 59) 「平成元年度板橋区・区民意識意向調査報告書」板橋区役所、1990年、p.64およびp.66

- 60) 「地域社会の国際化に関する意識調査」東京都生活文化局国際部、1994年
- 61) 「変わった」は、「ずいぶん変わったと思う」と「変わったと思う」の合計。詳細は以下。

地域	随分変わった	変わった	それほど変わっていない	変わっていない	無回答
港区	25.2%	36.9%	29.3%	5.0%	3.5%
新宿区	42.0%	36.3%	14.9%	3.6%	3.2%
羽村市	45.5%	36.1%	12.9%	2.7%	2.7%

前掲「地域社会の国際化に関する意識調査」p.61

- 62) 「良い印象」は「非常に良い」と「まあまあ良い」の合計。「悪い印象」は「あまり良くない」「非常に良くない」の合計。詳細は以下。

(%)

	港区	新宿区	羽村市
非常に良い	3.9	1.0	1.0
まあまあ良い	18.9	13.5	12.5
良い印象(合計)	22.8	14.5	13.5
あまり良くない	18.3	30.3	29.1
非常に良くない	1.5	5.3	2.8
悪い印象(合計)	19.8	35.6	31.9

前掲「地域社会の国際化に関する意識調査」p.68

- 63) たとえば、新宿区では、“Living Guide To Shinjuku City: Making the Most of Your Life Shinjuku”、豊島区では、“Hello TOSHIMA: A survival guide to living in Toshima Borough”、板橋区では、“Guidebook to Life Itabashi”が発行されている。こうした英語版のもの以外にも、中国語、韓国語などの外国人向け「生活便利帳」がある。
- 64) 豊島区では平成4年度より英語・中国語を併記したゴミ収集の看板を立て、「びん・かん分別回収」などについては、外国語版回収用紙を作成している。
- 65) 前掲第5期東京都コミュニティ問題研究会報告書、p.4
- 66) 「地域社会に関する世論調査」、東京都、1983年
- 67) 前掲第5期東京都コミュニティ問題研究会報告書、p.4
- 68) 松原治郎『コミュニティの社会学』東京大学出版会、1978年、p.169
- 69) しかし、こうした先駆的な指摘をしたにもかかわらず、この東京都社会福祉審議会の答申でいう「コミュニティ・ケア」「は、コミュニティにおける社会福祉機関・施設により、社会福祉に関心をもつ地

- 域住民の参加を得て行われる社会福祉の方法である」と規定されており、筆者が傍点をふったように、インスティテューショナル・ケアの延長上に一部の地域住民の参加を得て行うものにすぎないと思われる。松原治郎も、前掲松原(1978) p.169で、この答申は、「コミュニティとは何かの議論に深入りせずにコミュニティをそこで実際に取り扱われる社会福祉の各領域の課題に応じて地理的領域を具体的に表現したにとどまった」としている。
- 70) 東京都福祉局総務部企画室・衛生局総務部企画室作成「東京都地域福祉推進計画・高齢保健福祉の現状と目標」東京都資料、1994年、p.10
- 71) 中野区では、複数の施設が同一の敷地や建物に合築されただけで相互に壁で仕切られていたり玄関が別にある場合、それを「複合型施設」と呼び、最初から複数の機能の相互活用を考えてデザインされて共通のロビーや玄関をもつ施設を「融合型施設」と呼んで区別している。
- 72) 前掲第5期東京都コミュニティ問題研究会報告書、p.51およびp.65
- 73) 前掲第5期東京都コミュニティ問題研究会報告書、p.6
- 74) 前掲第5期東京都コミュニティ問題研究会報告書、p.6
- 75) そもそも図1や図3の図式は、定量化のためのモデルではなく、概念を整理して方向を示すための補助的手段として考えたものである。
- 76) 吉見俊哉ほか「電話コミュニケーションの研究」東京大学新聞研究所紀要 No.43、1991年  
吉見俊哉ほか『メディアとしての電話』構文堂、1992年
- 77) 前掲蓮見・奥田(1993)『21世紀日本のネオコミュニティ』、p.138
- 78) 吉見は、こうした疑似的な共有空間の概念を広げて「回線のなかのコミュニティ」と呼んでいる。  
具体的には前掲蓮見・奥田(1993)『21世紀日本のネオコミュニティ』の中で吉見の担当する6章の表題が「回線のなかのコミュニティ」である
- 79) その他にも、吉見が前掲6章の論文「回線のなかのコミュニティ」で指摘しているように、電話のもつ別の影響も予想される。吉見の指摘を筆者なりに要約すると、電話は、初期の普及期には、「呼び出し」として借用することもあって、玄関先に置かれていることが多かった。それがやがて居間・寝室といった家の内部に置かれるようになり、コードレス電話や子機機能の付加によって個室という全くプライベートな空間で使われるようになりつつある。深夜、炬燵に足を突っ込んだり、ベッドに横になって長電話をする若者にとって、もはや電話は、用件を知らせる伝達の手段だけではなく、友達・仲間と「うちとけて話す」手段に変化しつつある。筆者もこうした電話の変化は、コンピュータ・ネットワークを使ったコミュニケーションの将来を予想する上で極めて示唆的であると考える。
- 80) 前掲第5期東京都コミュニティ問題研究会報告書、pp.29-30
- 81) 前掲東京都調査「地域社会の国際化に関する意識調査」では、外国人に対する「悪い印象」をもつ理由を尋ねているが、その理由は「ルールやマナーを知らない」「固まって集団になっている」「わからない言葉で大声でしゃべる」というものに加えて、「何となく不安な感じがする」が羽村市で43.2%、港区で37.3%、新宿区でも30.9%に達している。この「何となく不安」という感覚には、外国人犯罪の増加、不法入国、不法就労、密輸、風俗繁華街における過激な報道などステレオタイプ化されたイメージ形成も影響していると見られる。
- 82) 渡戸一郎「〈共生型〉地域社会づくりへの期待」(豊島区資料「外国人相談にみる豊島区の国際化」)1993年、p.62
- 83) 東京都社会福祉審議会答申「社会の変化に対応する地域福祉の展開とその基盤整備について」東京都福祉局総務部計画調整課発行資料、1994年、p.6-7
- 84) 前掲東京都社会福祉審議会答申、1994年、p.7
- 85) 前掲唐澤(1985)、p.197
- 86) Worth, Louis, "Urbanism as a Way of Life," *American Journal of Sociology*, 1938  
高橋勇悦訳「生活様式としてのアーバニズム」(鈴木広編『都市化の社会学』増補版1978年)
- 87) たとえば、十分な検討を行っていないが、1994年10月29日につくば市で起きた医師家庭における妻子殺人事件は、コミュニティの崩壊が個人の人格解体に及んだ例のように思える。医師・野本岩男の家庭は地域から孤立した場所にあり、医師は地域集団との繋がりをもっていなかった。医師はもっぱらエリート集団における倫理規範のみに従っており、医者の白衣を脱ぎ捨てたときに、1歳と2歳というまだ幼いわが子を殺害する狂気に及んだ。ここに、筆者は、地域・集団・規範から孤立化した人間の人格解体を読み取るのである。
- 88) 前掲 M. ミード・M. ブラウン『コミュニティ=その理想と現実』、p.6
- 89) 「生涯学習とボランティア活動に関する世論調査」内閣総理大臣官房広報室発行(1993年)によると、ボランティア活動に「関心がある」が61.9%と、高い関心が示されている。また、その内容も、自然・環境保護参加者(35.6%)、募金・チャリティーバザー(29.3%)、スポーツ・文化活動(28.3%)、社会福祉活動(27.6%)、青少年健全育成・子供会(27.6%)と従来の福祉中心から多様化している。

90) 行政担当者は、まず、①職務としてデスクの上で考えるのではなく、地域に住み身近な人々と暮らす「生活者発想」に立たねばなるまいが、②昔の駐在所の警察官と地域の人々の関係のように、実際に地域とともに暮らすパーソナル・コミットメントの覚悟が必要になろう。鹿児島県では警察官の地域巡回のなかで独り暮らしの老人を訪問する制度があるが、その訪問後にその老人の様子を都会に出ている親類に葉書で知らせている。その場合、最初に葉書

をもらった人は「嫌な感じがした。ただでさえ、親を一人にしている負い目があるので……」という感想を述べている。(NHK「新日本探訪・前略おばあちゃんは元気です・鹿児島」1995年1月22日放送より)「顔が見えない」関係のときは、行政が好意的な援助を差し向けても「おせっかい」に感じられるが、葉書が何度か続いて「情が感じられる」関係に成ったときに「有り難いことだ」と自然に思うようになるのではないだろうか。

(添付資料)

## コミュニティ施設の例示

施設区分	内 容	国	宮城県	千葉県	兵庫県	広島県	東京都
交通関係施設	歩行者専用道路(緑歩道)	○	○	○	○		
	自転車専用道路	○	○		○		
	交通安全施設	○	○	○	○		
	街 灯	○	○		○		
	街路樹	○	○	○	○		
	街路花壇	○	○	○	○		
	歩道橋				○		
環境保全施設	緑地帯	○	○		○		
	公衆便所	○	○		○		
	ゴミ収集施設	○	○	○	○		
	防犯防火施設	○	○	○	○		
	非難広場	○					
	排水路			○			
文化施設	集会所		○	○	○		○
	コミュニティセンター			○	○		○
	公民館	○	○		○		○
	図書館	○	○		○		△
	児童館	○	○				△
	研修施設	○			○		
	幼稚園		○		○		
	郷土資料館				○		
	消費者センター						△
保健施設	診療所	○	○		○		
	健康センター	○	○		○		
社会福祉施設	保育所	○	○		○		
	託児所	○			○		
	老人ホーム・老人憩いの家	○	○		○		
スポーツ・レクリエーション施設	近隣公園	○	○	○	○		
	児童遊園	○	○		○		
	運動広場	○	○	○	○	○	○
	体育館	○	○		○	○	○
	プール	○	○	○	○	○	○
	レクリエーション農園	○	○		○		
	夜間照明施設			○		○	○
	クラブハウス			○			○
	バックネット			○			○
	球技コート				○	○	○
	その他の運動施設						○
そ の 他	コミュニケーション施設	○					
	電話 広報掲示板				○		

注 △については、コミュニティ主施設に併設された場合に補助対象となる。

出所：東京都生活文化局作成資料